

須崎市
第3期障害者計画
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画



令和3年3月

須 崎 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画策定にあたって	2
3. 国の動向	4
第2章 障害の現状等	6
1. 人口の推移	6
2. 障害のある人の現状	7
3. アンケート調査の概要	10
第3章 第3期障害者計画（障害者基本計画）	19
1. 基本理念	19
2. 基本目標	20
3. 障害者計画の体系図	21
4. 基本方針と施策展開	22
第4章 第6期障害福祉計画	35
1. 基本的な考え方	35
2. 障害福祉サービスと地域生活支援事業について	36
3. 第5期の実績と第6期の目標	38
4. 障害福祉サービスの実績と見込量	43
5. 地域生活支援事業の実績と見込み	52
第5章 第2期障害児福祉計画	67
1. 基本的な考え方	67
2. 障害児福祉サービス	68
3. 第2期障害児福祉計画の目標	69
4. 障害児福祉サービスの利用動向と見込量	71
第6章 計画の推進	74
1. 計画の進行管理	74
2. 計画の推進体制	75
資料編	76

表紙画像：

令和2年度開催の絵画ワークショップ参加者が共同制作した絵画と参加者の作品を組み合わせたものと、背景に障害福祉推進への思いを障害福祉係職員全員が表現をした画像を組合わせた作品です。

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられ、平成25年4月には、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」として、障害者自立支援法が改正施行されました。

平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されました。

須崎市では、ノーマライゼーションの理念の下に障害者施策の基本となる「障害者計画」と、計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービスの提供体制の確保と方策を定めた「障害福祉計画」を策定し、計画的かつ総合的に推進してきました。

このたび、国の基本指針が見直されたことに加え、本市では、障害福祉計画の改定時期を迎えたことにより、「第6期障害福祉計画」として、令和3年度からの3年間の計画を策定し、併せて、障害児支援の充実化を目指し、「第2期障害児福祉計画」を令和3年度から3年間の計画として策定しました。



～令和2年度第1回須崎市障害者福祉計画等策定委員会の様子～

2. 計画策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

各計画の根拠法令は、以下のとおりです。

■須崎市障害者計画（障害者基本計画）

障害者基本法（抜粋）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■須崎市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

■須崎市障害児福祉計画

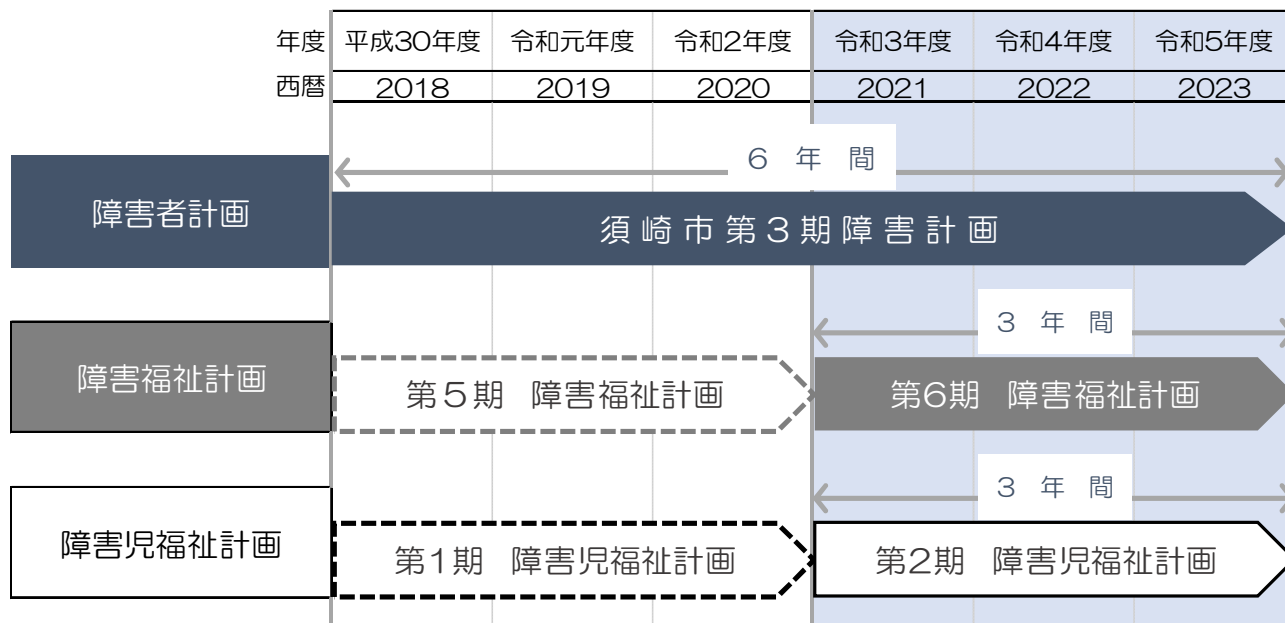
児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

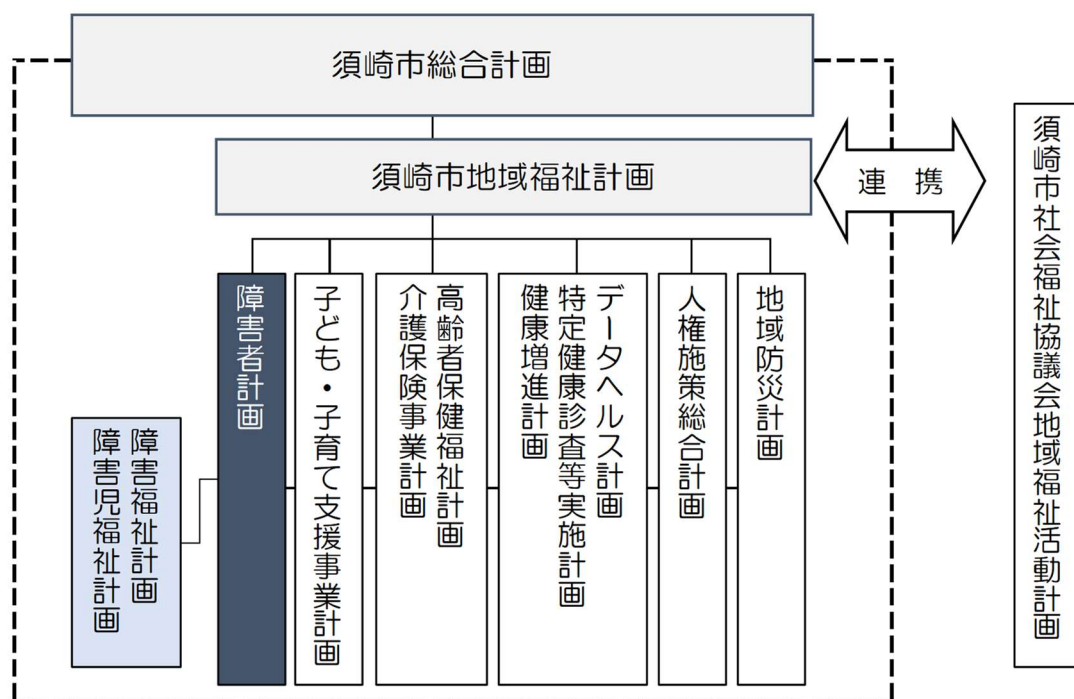
(2) 計画の期間

「障害者計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間の計画です。これをもとに、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間の計画とします。



(3) 他の計画との関連

本計画の策定にあたっては、「須崎市総合計画」を上位計画とし、「須崎市地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との調和を図ります。



3. 国の動向

（１）法改正の趣旨

平成 28 年 6 月、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正されました。障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図るとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成 30 年 4 月 1 日から施行されました。

（２）法改正の概要

○自立生活援助の創設

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設します。

○就労定着支援の創設

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設します。

○高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設けます。

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとします。

○医療的ケアを要する障害児に対する支援

医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとします。

○重度障害等による外出困難な障害児への居宅訪問

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設します。

(3) 関連する施策の主な動き



第2章 障害の現状等

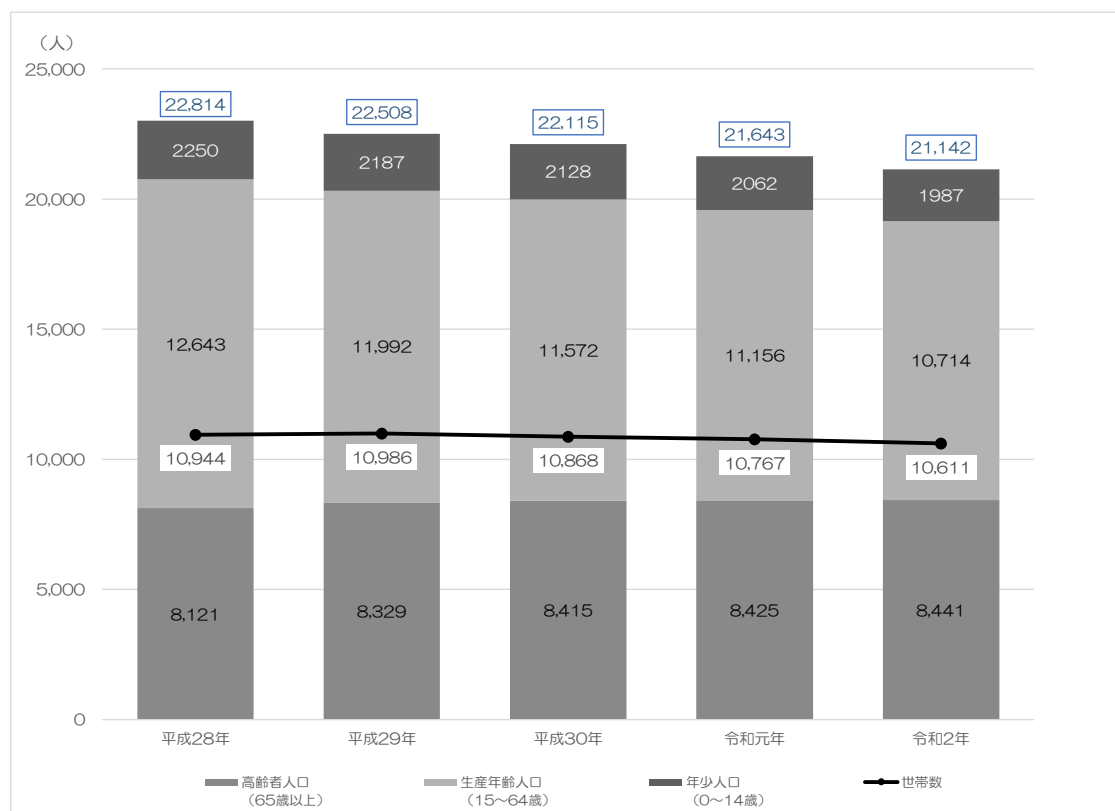
1. 人口の推移

平成28年から令和2年の人口の推移は、緩やかに減少しています。年齢3区分では、65歳以上の高齢者の割合が平成28年に36.2%でしたが、令和2年には39.9%に増加しています。年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は緩やかに減少しています。また、世帯人員も緩やかに減少しています。

■年齢3区分別人口の推移（基準日：各年3月31日）

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0～14歳	2,250	9.9	2,187	9.7	2,128	9.6	2,062	9.5	1,987	9.4
15～64歳	12,643	53.9	11,992	53.3	11,572	52.3	11,156	51.6	10,714	50.7
65歳以上	8,121	36.2	8,329	37.0	8,415	38.1	8,425	38.9	8,441	39.9
総人口	22,814	100.0	22,508	100.0	22,115	100.0	21,643	100.0	21,142	100.0
世帯数	10,944		10,986		10,868		10,767		10,611	
平均世帯人員 (人/世帯)	2.08		2.05		2.04		2.01		1.99	

■年齢別人口と世帯数の推移



資料：各年住民基本台帳

2. 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者

平成 30 年から令和 2 年の障害者手帳所持者の総数の推移は緩やかに減少しています。知的障害者はほぼ横ばい傾向を示し、身体障害はわずかに減少し、精神障害者は増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

（単位：人）	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計
平成30年	1,228	181	151	1,560
令和元年	1,192	180	164	1,536
令和2年	1,191	181	161	1,533
増加率	-3.0%	0.0%	6.6%	-1.7%

(2) 身体障害者

平成 30 年から令和 2 年の年齢別・障害種別にみると、各年代とも肢体不自由が最も多くなっています。等級別にみると 1 級が多い状況です。等級の増減については、すべての等級においてわずかな増減があるものの横ばい状態です。

■年齢別・障害種別身体障害者手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

区分	（単位：人）	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
平成30年	18歳未満	0	0	0	12	2	14
	18～64歳	18	15	1	130	70	234
	65歳以上	67	75	15	468	355	980
	計	85	90	16	610	427	1,228
令和元年	18歳未満	0	0	0	10	2	12
	18～64歳	15	15	0	131	65	226
	65歳以上	67	72	14	450	351	954
	計	82	87	14	591	418	1,192
令和2年	18歳未満	0	0	0	9	1	10
	18～64歳	16	14	0	123	59	212
	65歳以上	69	71	12	437	380	969
	計	85	85	12	569	440	1,191

■障害の等級別身体障害者手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

（単位：人）	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成30年	360	169	209	336	87	67	1,228
令和元年	351	166	202	328	80	65	1,192
令和2年	351	167	202	333	75	63	1,191

（３）知的障害者

平成 30 年から令和 2 年の程度別療育手帳所持者数をみると、18 歳以上の方は中度（B1）が最も多くなっています。18 歳未満では軽度（B2）が最も多い状況です。療育手帳所持者の程度別の推移は、わずかな増減があるものの横ばいとなっています。

■障害の程度別療育手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

区分	（単位：人）	A1	A2	A	B1	B2	B	計
平成30年	18歳未満	4	2	0	4	13	0	23
	18歳以上	20	41	7	52	36	2	158
	計	24	43	7	56	49	2	181
令和元年	18歳未満	4	2	0	5	10	0	21
	18歳以上	20	40	7	53	37	2	159
	計	24	42	7	58	47	2	180
令和2年	18歳未満	3	1	0	6	12	0	22
	18歳以上	20	39	6	53	39	2	159
	計	23	40	6	59	51	2	181

※A、Bは旧制度に基づく区分となります。

現在は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4段階に区分されています。

（４）精神障害者

平成 30 年から令和 2 年の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者をみると、各年代とも 2 級が最も多くなっています。全体の所持者数微増傾向にあります。

■障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（基準日：各年 4 月 1 日）

区分	（単位：人）	1級	2級	3級	計
平成30年	18歳未満	0	2	0	2
	18～64歳	6	80	19	105
	65歳以上	6	29	9	44
	計	12	111	28	151
令和元年	18歳未満	0	3	0	3
	18～64歳	4	83	22	109
	65歳以上	8	35	9	52
	計	12	121	31	164
令和2年	18歳未満	0	3	1	4
	18～64歳	4	80	18	102
	65歳以上	7	39	9	55
	計	11	122	28	161

（５）障害支援区分認定者数

平成 30 年から令和 2 年の障害支援区分認定の状況は、毎年わずかに増加しています。区分別でみると、区分 6 が毎年多い状況です。

■障害支援区分認定の状況（基準日：各年 4 月 1 日）

区分（単位：人）	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
平成30年	1	20	26	30	25	39	141
令和元年	2	22	27	32	25	38	146
令和2年	2	22	33	31	27	41	156

（６）特別支援学校（公立）在籍児童生徒数

市内の小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒は、令和 2 年 5 月 1 日現在、小学校 33 人、中学校 14 人で、合計 47 となっています。また、自閉症情緒障害、知的障害の順に多い状況です。

■特別支援学級児童・生徒数（基準日：各年 5 月 1 日）

区分（単位：人）		自閉症 情緒障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	知的障害	病弱 身体虚弱	計
平成30年	小学校	16	3	0	0	12	1	32
	中学校	8	1	0	0	6	0	15
	須崎市計	24	4	0	0	18	1	47
令和元年	小学校	21	1	0	0	9	2	33
	中学校	6	2	0	0	6	0	14
	須崎市計	27	3	0	0	15	2	47
令和2年	小学校	25	0	0	0	6	2	33
	中学校	5	2	0	0	6	1	14
	須崎市計	30	2	0	0	12	3	47

3. アンケート調査の概要

障害のある人の生活実態や障害施策に対する意見などを把握して本計画策定の基礎資料とするため、県と本市では障害のある人を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート調査結果の概要は以下のとおりです。

(1) 調査内容

- ①ご本人やご家族について
- ②日中の過ごし方や就労に関して
- ③権利擁護に関して
- ④サービスの利用状況と利用希望に関して
- ⑤暮らしや住まいについて
- ⑥災害時の避難等について
- ⑦障害福祉への意見に関して

(2) 調査対象者と実施概要

項 目	須崎市調査	高知県調査
調査対象者	・市内の在宅生活をしている 65 歳未満の 障害者手帳保有者もしくはその家族 ・特別児童扶養手当受給者	指定障害福祉サービス事業所利用者 (生活介護、療養介護、自立訓練) 就労移行支援 就労継続支援 (A 型、B 型) グループホーム 障害児通所施設 (児童発達支援等) 障害児入所施設
実施時期	令和 2 年 10 月	
人 数	448 人	不明 (配布数の把握ができないため)
調査方法	郵送による配布・回収	事業所別に郵送による配布・回収

(3) 回答者の属性

項 目	須崎市調査	高知県調査
回答者数	213 人	125 人
回 収 率	47.7%	不明 (配布数の把握ができないため)

■ 回答者 内訳

回答者	人数	割合
本人	207人	63.1%
本人以外	121人	36.9%
合 計	326人	100.0%

■ 本人以外の回答者

回答者	人数	割合
父親	11人	9.1%
母親	58人	47.9%
兄弟姉妹	13人	10.7%
祖父	0人	0.0%
祖母	1人	0.8%
その他	17人	14.0%
成年後見人	0人	0.0%
施設職員等	21人	17.4%
合 計	121人	100.0%

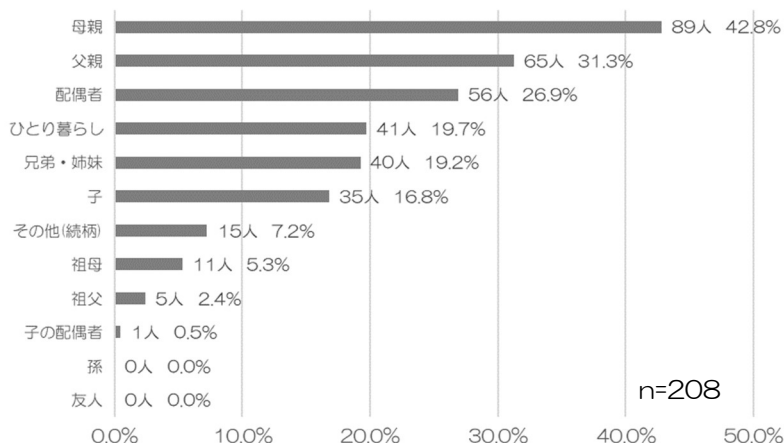
(4) アンケート調査結果とそこから見える課題

①障害のある人の身の回りのお世話をする人に関して

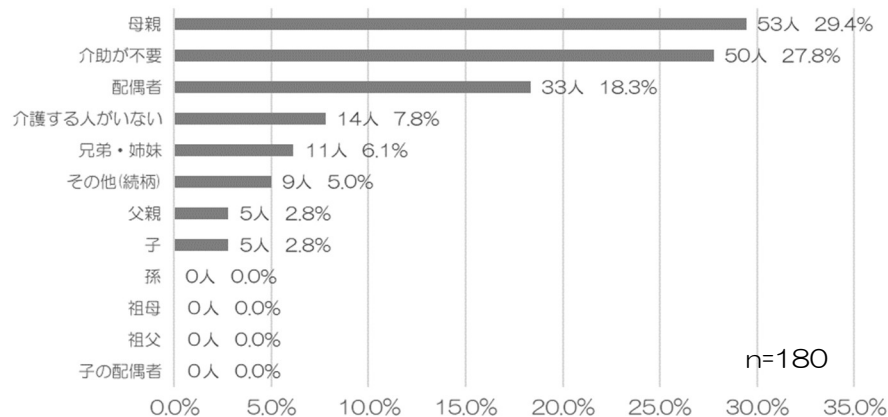
【結果概要】

- ・一緒に暮らしている人は「母親」が42.8%、「父親」が31.3%でした。
- ・身の回りのお世話をする人は、「母親」が29.4%、「配偶者」が18.3%でした。
- ・身の回りのお世話をする人の年齢は、「60歳以上」が46.7%でした。

●あなた（宛名の方）は、誰と生活していますか（複数回答）



●主に、あなた（宛名の方）の身の回りのお世話（介助）をする方はどなたですか。（1つ回答）



●身の回りのお世話（介護）をする人の年齢（1つ回答）

	内容	人数（人）	割合（％）
1	19歳以下	1	1.0
2	20～29歳	2	1.9
3	30～39歳	12	11.4
4	40～49歳	19	18.1
5	50～59歳	22	21.0
6	60～64歳	8	7.6
7	65歳以上	41	39.0
	合計 n=	105	100.0

46.7%

◆課題

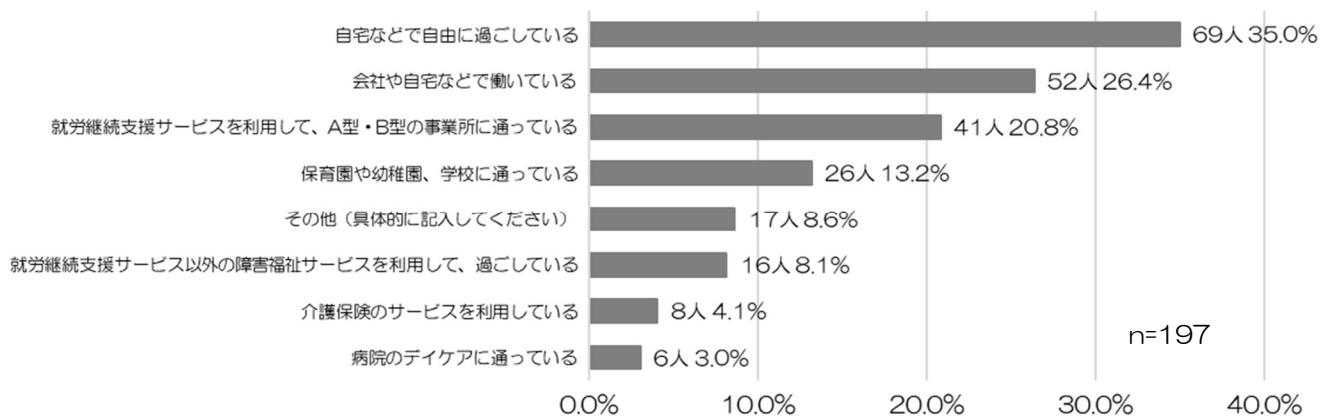
介護をする人の年齢が60歳以上の人
が46.7%と多い状況です。
親亡き後や配偶者による老々介護が想
定されます。

②日中の過ごし方に関して

【結果概要】

- ・「自宅などで自由に過ごしている」と回答した人は 35.0%、「会社や自宅などで働いている」と回答した人は 26.4%でした。
- ・その他では、「入院している」、「図書館や畑に行っている」等の回答がありました。

●あなたは、現在、日中は主にどのように過ごしていますか。（複数回答）



◆課題

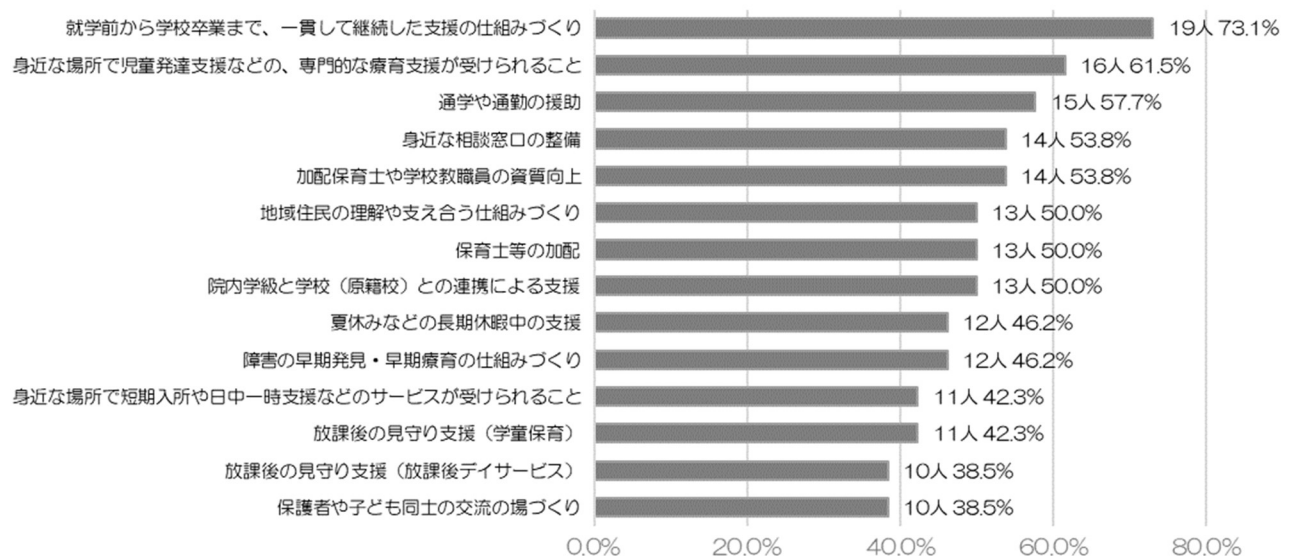
障害のある人が参加できる活動や、居場所などの情報提供を広く周知することが必要です。

③障害のある子どもの必要な支援に関して

【結果概要】

・「就学前から学校卒業まで一貫して継続した支援の仕組みづくり」と回答した人が73.1%、「身近な場所で児童発達支援などの、専門的な療育支援が受けられること」と回答した人が61.5%、「通学や通勤の援助」と答えた人が57.7%です。障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりが必要と回答した人が多くなっています。

- 「保育園や幼稚園、学校に通っている」方で必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか。（複数回答）



◆課題

早期発見、早期療育に努め、ライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるように、関係機関との連携強化が必要です。

④仕事をやめたことがある人の就労期間に関して

【結果概要】

- ・「仕事を辞めたことがある」と回答した人は76人でした。
- ・就労期間が「30年以上」と回答した人が21人と最も多く、「2年未満」と回答した人は12人でした。
- ・仕事を辞めた理由については、「病気や障害」と回答した人が46人でした。その他、人間関係や閉店や廃業などの回答がありました。

- お仕事を辞めたことがある方にお尋ねします。どのくらいの期間お仕事をされていましたか。
(1つ回答)

		合 計	2 年 未 満	2 年 ～ 5 年 未 満	5 年 ～ 10 年 未 満	10 年 ～ 20 年 未 満	20 年 ～ 30 年 未 満	30 年 以 上
全 体	人数(人)	76	12	11	8	15	9	21
	割合(%)	100.0	15.8	14.5	10.5	19.7	11.8	27.6

- 仕事を辞めた理由

主な理由	人数 (人)
病気や障害	46
人間関係	10
閉店や廃業	2
結婚	2
定年・期間満了	3
解雇	4
仕事がいやになった、 仕事が向いていないと思った	5

◆課題

関係機関の協力のもと、就労定着への支援は徐々に進んでいますが、より長く働き続けることができるよう支援していくことが重要です。そのためには、障害者雇用への理解と、啓発活動の促進、就労者へは就労の定着を図ることが課題となります。

また、障害や病気により、職場を辞めざるを得ない状況があることから、障害のある人に対する職場の理解や配慮が必要です。

⑤サービスの利用状況と利用希望に関して

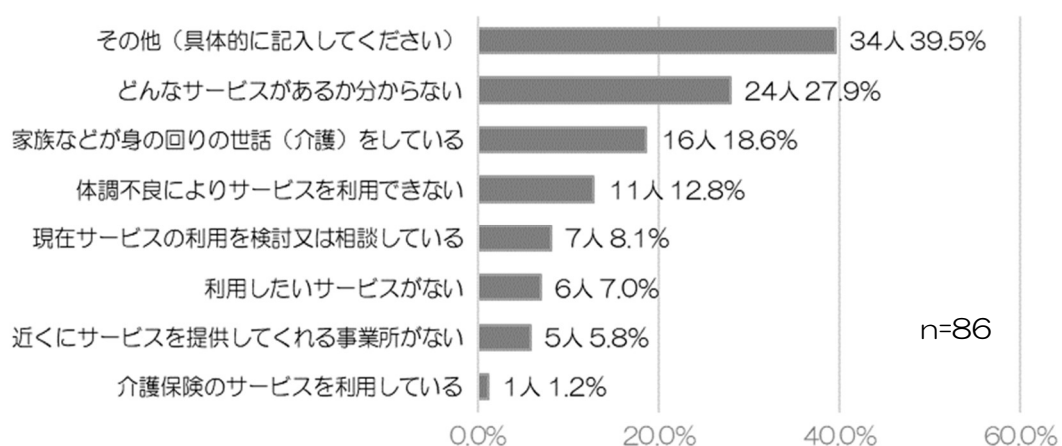
【結果概要】

- 現在のサービスの利用状況は、生活介護、就労継続支援（B型）、計画相談支援、短期入所が多い状況です。将来のサービスの利用希望状況は、生活介護、就労継続支援（B型）、居宅介護、短期入所が多状況です。
- サービスを利用していない理由に、「どんなサービスがあるかわからない」と答えた人が27.9%、「家族などが身の回りの世話をしている」と答えた人が18.6%という結果になっています。サービス利用への情報提供の充実が必要であり、生活介護サービスの潜在的な需要があります。

- あなた（障害のある方ご本人）は、現在どんなサービスを利用していますか。また、今後どのようなサービスを利用したいですか。（複数回答）

	内容	現在利用人数（人）	今後希望人数（人）
1	居宅介護（ホームヘルプ）	18	12
2	重度訪問介護	1	1
3	同行援護	1	1
4	行動援護	1	3
5	重度障害者等包括支援	1	1
6	短期入所（ショートステイ）	16	17
7	計画相談支援	13	7
8	地域移行支援		3
9	地域定着支援		3
10	自立生活援助		1
11	就労定着支援		4
12	移動支援（ガイドヘルプ）	5	9
13	コミュニケーション支援	0	0
14	地域活動支援センター	1	7
15	日中一時支援	5	3
16	児童発達支援	4	4
17	放課後等デイサービス	7	7
18	保育所等訪問支援	1	2
19	居宅訪問型児童発達支援		0
20	あったかふれあいセンター	2	0
	内容	現在利用人数（人）	今後希望人数（人）
1	生活介護	53	21
2	自立訓練（機能訓練）	14	11
3	自立訓練（生活訓練）	9	4
4	就労移行支援	2	7
5	就労継続支援（A型）	8	9
6	就労継続支援（B型）	60	29
7	療養介護	1	1

●サービスを利用しない理由について（複数回答）



◆課題

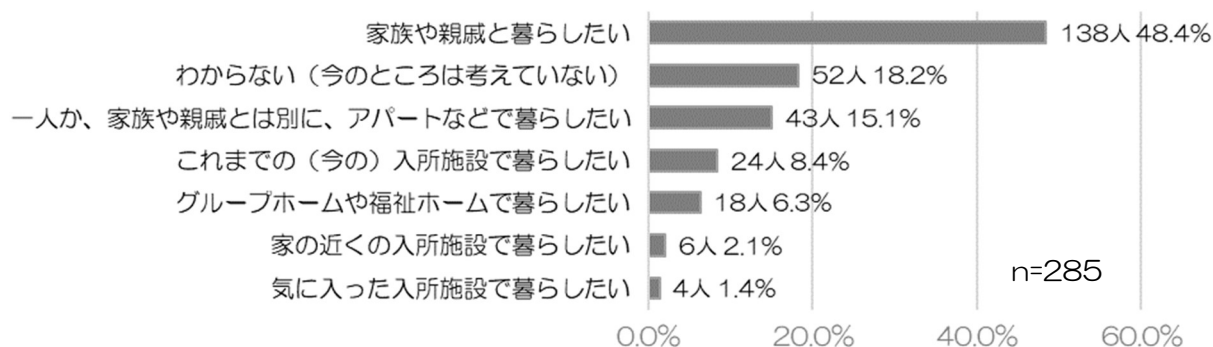
各福祉サービスの周知を図り、支援が必要な人に適切なサービスを提供することが必要です。

⑥今後の暮らし方と希望に関して

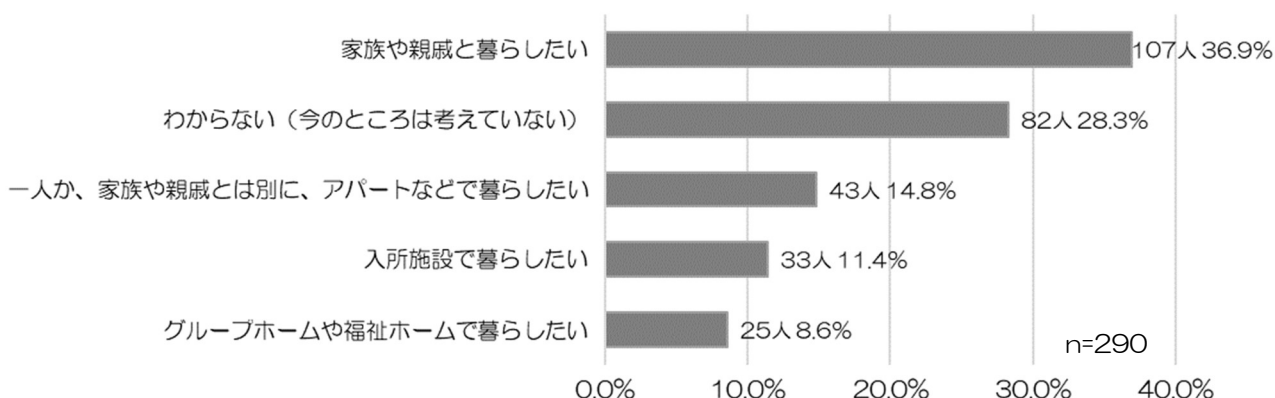
【結果概要】

- ・1～3年後の暮らしの希望は、家族や親戚と暮らしたいと回答した人が48.7%と一番多い結果でした。わからないと回答した人は16.5%でした。
- ・将来ずっと暮らしたい場所では、家族や親戚と暮らしたいと回答した人が46.6%でした。わからないと回答した人が22.6%でした。

●あなた（障害のある方ご本人）は、1年後～3年後どこで暮らしていただきたいですか。（1つ回答）



●あなた（障害のある方ご本人）は、将来、ずっと暮らし続ける場所として、どこを希望しますか。（1つ回答）



◆課題

地域で安心して生活することができるよう個々のニーズに添った支援が重要です。

【結果概要】

- 障害者福祉に必要なだと思うことは何ですか。（複数回答）

◆ 課題

18

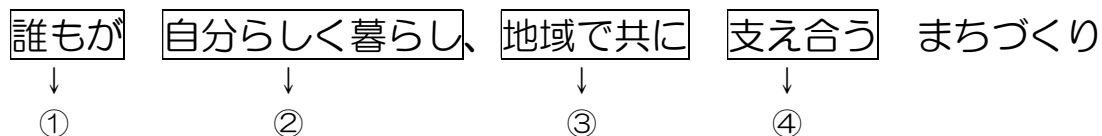
第3章 第3期障害者計画（障害者基本計画）

1. 基本理念

基本理念は、須崎市総合計画の福祉分野の基本構想「生き生きと健やかに暮らせるまち」を踏まえ、障害の有無に関係なく、すべての市民が同じように生活・活動するノーマライゼーションの精神をさらに推し進め、障害のある子どもにおいても、分け隔ての無いインクルージョン教育等を推し進めて、共生社会の構築を目指すため、以下の基本理念を定めました。

基本理念

誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり



- ①ノーマライゼーション※の精神、障害のある人もない人も区別することのない社会を指します。
- ②本人が望む生活の確保、安心して暮らす日常生活への支援を指します。
- ③インクルージョン※の推進と共生社会の実現を指します。
- ④障害のある人の自立支援、ボランティアの育成、須崎市障害福祉の推進体制を指します。

※ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にすることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

※インクルージョン

インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味します。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられています。

2. 基本目標

基本理念を基に、その実現を図るための施策の柱（基本目標）を5つの分野に設定し、具体的な施策の展開を図ります。

基本目標1：地域生活への支援

障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、個々のニーズに沿った障害福祉サービスの提供、相談支援体制の充実を図り、地域での自立した生活を支援するとともに、障害を理由とする差別の解消を進めていきます。

基本目標2：就労と雇用の促進

障害のある人が、その適正や能力に応じた就労や福祉的就労ができるようにサービスの充実に努めます。また、企業に対して障害者雇用を促進するための理解を促すことや、雇用された後の就労定着支援への取組を進めていきます。

基本目標3：障害のある子どもの発育支援、教育の充実

障害のある子どもの自立や社会参加を図るため、一人ひとりのニーズに沿った支援を行います。また、ライフステージに応じた切れ目のない適切な指導や支援が受けられるよう、関係機関や学校との連携を図ります。

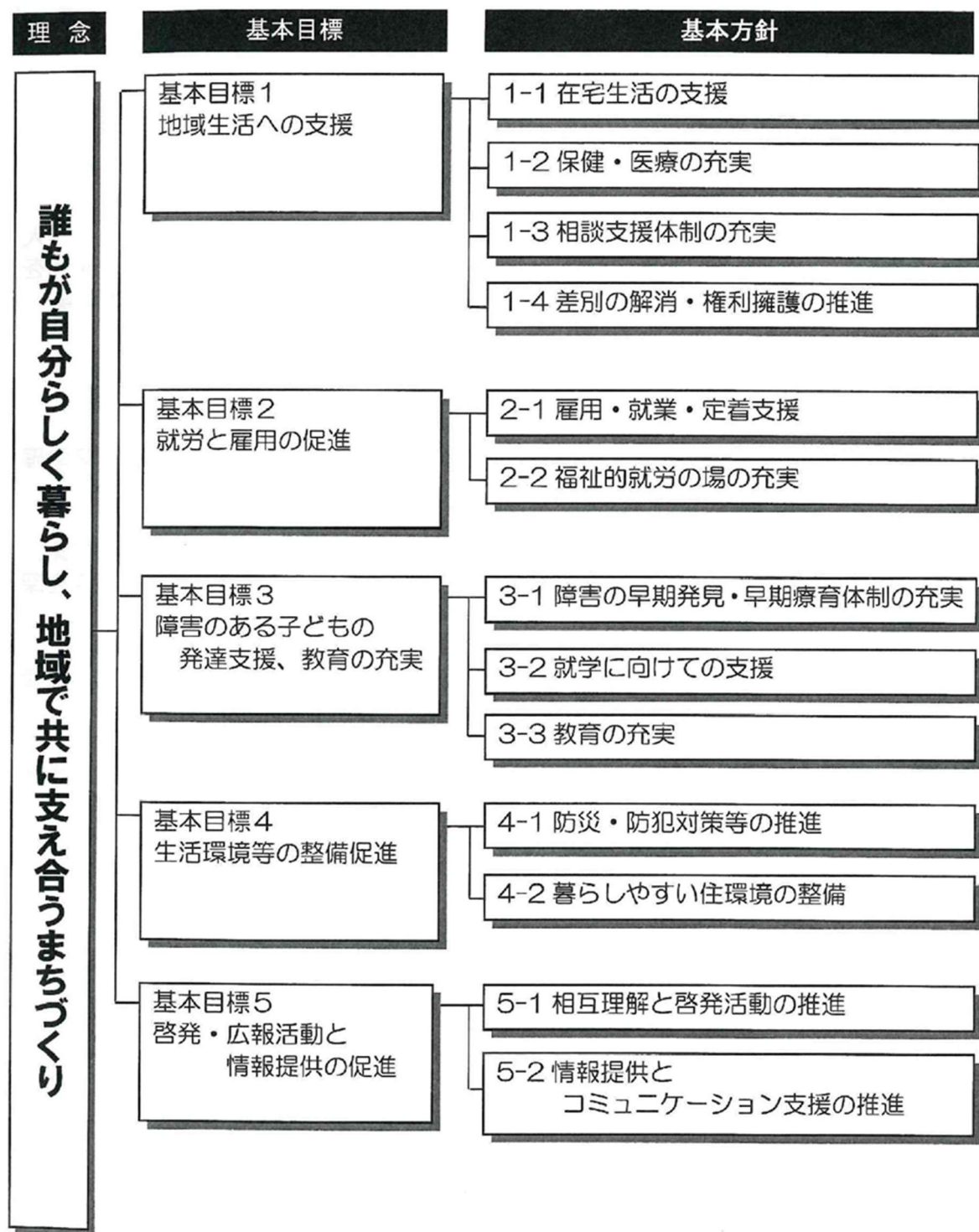
基本目標4：生活環境等の整備促進

誰もが暮らしやすい生活環境や災害時における避難支援体制の整備を進めます。

基本目標5：啓発・広報活動と情報促進

障害の有無に関わらず地域で共に支え合う共生社会を実現するため、障害に対する理解の促進を図ります。また、障害にある人へ適切な情報提供ができるよう、取組を進めていきます。

3. 障害者計画の体系図



4. 基本方針と施策展開

基本目標1：地域生活への支援

1-1 在宅生活の支援

■現状と課題

障害のある人が必要な支援を受けながら、地域で安心して生活できるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスの提供に努めていますが、地域での生活を支えるためには、さらなるサービスの充実が必要です。

■今後の取組

○本人の意思を尊重し、適切なサービス利用に向けて支援を行い、福祉サービスの確保と充実、利用の促進に取り組みます。

○障害福祉サービス等の利用の拡大やサービス提供者に求められる専門性を踏まえ、質の高いサービスを提供できるよう、サービス提供事業者との情報交換や連携を深めます。

○失われた身体機能を補完又は代替する用具である補装具の支給や日常生活に必要な用具である日常生活用具の給付を行います。

○重度の障害のある人への外出支援及び社会活動の範囲を広めるため、タクシーチケットの助成またはガソリン等給油券の助成を行います。

★具体的な取組（関連事業）

- ・ 訪問系、日中活動系の障害福祉サービスの充実【福祉事務所】
- ・ 自立支援協議会や各専門部会の開催【福祉事務所】
- ・ 補装具費の支給、日常生活用具給付事業【福祉事務所】
- ・ 須崎市障害者福祉タクシー等事業【福祉事務所】

1-2 保健・医療の充実

■現状と課題

健康診査・保健指導の適切な実施により、生活習慣病から引き起こされる障害の予防対策を進めています。また、母子保健事業では妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発に努めています。

障害のある人が健康診査や必要な医療を受けることができるよう、個々の状況に応じた適切な情報を提供するとともに保健・医療等の関係機関との連携が必要です。

■今後の取組

○生活習慣病予防等の市民の健康増進のため、健康診査・保健指導等の保健事業を実施し、障害につながる病気の早期発見・早期治療ができる体制を強化していきます。

○医療を必要とする障害のある人が、適切な医療やリハビリテーションを受けることができるよう、医療機関や保健所、訪問看護ステーション等と連携を図ります。

○自立支援医療制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)の活用と福祉医療費助成に取り組みます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・健康増進計画の推進と連携【健康推進課、福祉事務所】
- ・自立支援医療制度の活用【福祉事務所】
- ・福祉医療費助成【福祉事務所、子ども・子育て支援課】

1－3 相談支援体制の充実

■現状と課題

障害のある人の総合的な相談窓口を相談支援事業所へ委託し、個々の相談に応じています。相談は多岐に渡ることもあるため、相談員の知識・対応能力の向上が求められています。

また、平成27年4月から障害福祉サービスを利用する際にはサービス等利用計画の作成が必須となり、全利用者の計画相談支援の利用を進めてきました。今後さらに、相談支援事業所と連携し、支援体制をさらに充実させることが重要です。

■今後の取組

○障害のある人が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談員のスキルアップなどの体制強化とさまざまな障害種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制整備を進めます。

○相談窓口の一層の周知を図ります。

○個々の相談者の抱える課題解決に向けて相談支援事業所や関係機関による連携強化に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・相談窓口の周知【福祉事務所】
- ・自立支援協議会(相談支援部会)の定期的な開催【福祉事務所】
- ・計画相談支援の充実【福祉事務所】

1-4 差別の解消・権利擁護の推進

■現状と課題

障害のある人への虐待（疑いも含む）の相談や通報に対し、関係機関の協力のもと、早期解決に向け取り組んでいます。また、障害者差別解消法の施行を受け、職員対応要領を作成し、適切に対応できるよう取り組んでいます。

今後は、障害のある人の権利や財産を守るための総合的な支援を進めていく必要があります。

■今後の取組

○障害者虐待防止センターの周知と相談への対応を行い、虐待の早期発見・早期対応と虐待を受けた人の支援に取り組みます。

○成年後見制度の利用促進のため、市のホームページや広報誌等を活用した制度の周知を図ります。

○障害のある人に対し、財産保護など権利擁護を推進するため、日常的な金銭管理等の相談支援の体制を整えます。

○障害者差別解消法に基づき合理的配慮等、差別の解消を促進します。

★具体的な取組（関連事業）

- ・ 障害者虐待防止センターの周知と相談対応【福祉事務所】
- ・ 成年後見制度利用支援事業【福祉事務所、長寿介護課】
- ・ 権利擁護のための当事者への取り組み支援【福祉事務所】
- ・ 障害者差別解消法の推進【福祉事務所】

基本目標２：就労と雇用の促進

2-1 雇用・就業・定着支援

■現状と課題

障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、就労に向けた支援が重要と考え、一般就労を希望する障害のある人への支援を相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワークとともに取り組んでいます。

個々の適性と能力に応じた雇用の場を確保するためには、企業の支援と理解が不可欠です。また、障害者雇用は、雇用先を探すことから就職・職場への定着に至るまでの継続した就労支援が必要です。

■今後の取組

○一般就労を希望する障害のある人には、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、就職活動について相談、情報の提供や就労定着に向けた支援を行います。

○障害のある人が、個々の適性と能力に応じた雇用に繋がるよう、企業等に対する啓発に取り組み、幅広い雇用を促進します。

★具体的な取組（関連事業）

- ・企業への啓発活動【福祉事務所】
- ・自立支援協議会(就労支援部会)の開催【福祉事務所】

2-2 福祉的就労の場の充実

■現状と課題

障害があり、一般就労が困難な人や、一般就労に向けての訓練が必要な人には、就労継続支援事業所（B型）などの福祉的就労の提供をしています。事業所は、一人ひとりの能力や適性に応じた作業を提供することが重要です。また、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について継続して取り組んでいかなければなりません。

■今後の取組

○個々の障害特性や能力に応じたサービスの提供ができるよう、関係機関との連携や情報共有を図り、サービスの充実に努めます。

○障害者優先調達推進法※に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

※障害者優先調達推進法とは国や県、市町村などが「物品の調達や業務（役務）の発注」にあたり、率先して障害者就労施設を利用＜優先発注＞することで、そこで働く人たちの待遇の改善を図り、自立と社会参加を実現していくことを目的としています。

★具体的な取組（関連事業）

- ・就労移行支援、就労継続支援事業の充実【福祉事務所】
- ・自立支援協議会(就労支援部会)の開催【福祉事務所】
- ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進【市】



～ふるさと納税事業者と就労支援継続事業所とのマッチングにより、新しい作業に取り組む様子～

基本目標3：障害のある子どもの発達支援、教育の充実

3-1 障害の早期発見・早期療育体制の充実

■現状と課題

家庭や地域における子育て機能の充実を図るため、平成28年度に「子ども・子育て支援課」を新たに設置しました。また、平成29年度には、「安心して妊娠・出産・子育てができるまち」を目指し、健康推進課に「子育て世代包括支援センター」を開設しました。

乳幼児健診や発達相談等を通して障害を早期に発見し、療育が必要な子どもに対し、支援が受けられるよう取り組んでいます。障害のある子どもが、それぞれの個性・能力を発揮し、最大限に伸ばしていくための支援が求められています。

子どもの障害の状態や特性はさまざまであり、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、障害児通所サービス事業所や教育機関及び専門的医療機関の更なる連携を図る必要があります。

■今後の取組

○発達や成長に心配のある乳幼児を早期に発見できるよう、乳幼児健診や発達相談での保護者等からの相談に対し、きめ細やかな対応を行います。発達が気になる子どもには、早期に療育が受けられるよう努めます。

○障害のある子ども並びにその保護者等が、早期の相談と支援を適切に受けられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関が連携した支援を行います。

★具体的な取組（関連事業）

- ・ 新生児聴覚スクリーニング検査の実施【健康推進課】
- ・ 乳幼児健診や、発達相談の利用促進【健康推進課、福祉事務所】

3-2 就学に向けての支援

■現状と課題

障害のある子どもの保護者などに対して十分な情報提供を行い、その意向を尊重しつつ関係機関が教育的ニーズを把握し、必要な支援について共通理解を深め、就学に向けての支援を行っています。今後は、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実を図る必要があります。

■今後の取組

○保育所では必要に応じて加配保育士を配置し、生活面・発達面の支援を行います。また、特別支援保育コーディネーターによる保育園の巡回や相談業務を行います。

○障害のある子どもにとっての適切な学校や学級を判断するため、関係機関や教育委員会と協議の場を設け、専門的な立場から検査や助言を行い、適切な就学指導を行います。そのためにも保護者等への十分な情報提供を行い、一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉えるよう努めます。

○就学前に、療育が必要な障害のある子どもに対し、児童発達支援や保育所等訪問支援などのサービスの提供に取り組みます。

★具体的な取り組み(関連事業)

- ・保育所における加配保育士の配置【子ども・子育て支援課】
- ・特別支援保育コーディネーターの配置【子ども・子育て支援課】
- ・教育支援委員会の開催【学校教育課】
- ・就学前支援連絡会の開催【子ども・子育て支援課】
- ・須崎市幼保小連携プログラムの作成・活用【子ども・子育て支援課】
- ・児童発達支援・保育所等訪問支援などのサービスの充実【福祉事務所】

3-3 教育の充実

■現状と課題

障害のある子どもの発達段階と個々の能力に応じて、指導・支援ができるよう、取り組んでいます。子どもを中心に関係機関等が連携しながら、将来を見据えた教育の充実が求められています。

■今後の取組

○各学校では引き継ぎシートを活用し、障害のある子どもが切れ目のない指導・支援が受けられるよう、継続して取り組みます。

○特別支援学級では、個々の障害の状態や特性に応じた適切な指導を行うとともに、保護者等との情報交換を進め、学校と家庭との連携による特別支援教育の充実を図ります。また、巡回相談等で専門家の指導や助言を受けながら、教育相談、指導内容や支援体制の充実を図ります。

○障害のある子どもを中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、支援の充実に努めます。

○訓練・療育が必要な障害のある子どもに対し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などのサービスの提供に取り組みます。

○県の作成している「つながるノート」の周知と活用に向け取り組みます。

○障害のある子どもが、放課後児童クラブや放課後子ども教室を円滑に利用できるよう取り組みます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・引き継ぎシートの活用【学校教育課】
- ・夏季療育キャンプの実施【学校教育課】
- ・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の充実【福祉事務所】
- ・つながるノートの活用【福祉事務所】
- ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室【生涯学習課】

基本目標4：生活環境等の整備促進

4-1 防災・防犯対策等の推進

■現状と課題

障害のある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進しています。災害発生時には、障害の状態や特性に配慮した適切な情報保障や避難支援等を行うことができるよう防災対策を推進しています。

また、障害のある人が犯罪や事故に遭わないための取組を進めていく必要があります。

■今後の取組

○災害が発生する恐れがある場合や災害発生時に、避難行動要支援者名簿等を活用した適切な避難支援やその後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制を構築します。

○障害のある人が犯罪や事故に巻き込まれないように、防犯や交通安全に関する情報提供に努めます。

○一般の避難所では生活が困難な障害のある人に対応できる福祉避難所の確保、又は一般の避難所において、福祉避難スペースを確保する等、避難者の障害の状態や特性に配慮した対応に取り組みます。

○避難行動要支援者の個別支援計画の作成を進め、地域住民や自主防災組織と連携し、必要な情報の提供や災害時の避難支援に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・個別支援計画の作成等
- ・避難行動要支援者名簿の更新と関係機関への名簿の提供
- ・福祉避難所、福祉避難スペースの確保
- ・自主防災組織との連携

【地震・防災課、福祉事務所、長寿介護課、健康推進課】

4-2 暮らしやすい住環境の整備

■現状と課題

暮らしやすい住環境の整備として、身体に障害のある人が自宅を改修又は改造する場合に費用の一部を助成しています。さらなる住環境整備のため、公共施設や公営住宅のバリアフリー化や歩道の点字ブロック設置、段差の解消を進めていくことが求められています。

■今後の取組

○障害のある人の住環境に関する相談窓口の周知を図り、住み慣れた自宅で安心して生活を送れるよう、住宅改修費又は住宅改造費の助成を行います。

○障害のある人から公営住宅の入居申請があった場合には、入居できるよう配慮します。

○歩道を新設する際には、必要に応じて点字ブロックの設置や段差の解消に努め、歩行者の安全を確保します。

○公共施設等のバリアフリー化に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・住宅改修・住宅改造事業【福祉事務所】
- ・公営住宅の優遇抽選措置【住宅・建築課】
- ・歩道の点字ブロック設置・段差の解消【建設課】

基本目標5：啓発・広報活動と情報提供の促進

5-1 相互理解と啓発活動の推進

■現状と課題

障害のある人に対する正しい理解を深めるための、啓発・広報活動に取り組んでいます。しかし、障害のある人やその家族は、地域住民等の理解不足を感じている現状があり、相互理解を深めていく必要があります。

■今後の取組

○障害のある人への理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

○子どもの頃から障害への正しい理解を育んでいくために、福祉的就労施設との交流事業や、障害に対する学校教育での福祉教育の充実を図ります。

○社会参加促進事業や生活訓練事業を通じ、障害のある人の健康づくりや生きがいを見つけるための活動を充実させるとともに、障害者スポーツイベントや大会などの開催・参加を支援し、それらの活動を通じて市民交流を図ることができるよう努めます。

○障害のある人を支援するボランティア団体が自発的に行う活動を支援し、ボランティアの育成に努めます。

★具体的な取組（関連事業）

- ・人権週間での啓発及び講演会の開催【人権交流センター】
- ・市の広報誌、ホームページでの啓発【福祉事務所】
- ・福祉教育の充実【学校教育課】
- ・レクリエーション活動等支援事業【福祉事務所】
- ・自発的活動支援事業【福祉事務所】

5-2 情報提供とコミュニケーション支援の推進

■現状と課題

ホームページや広報（声の広報）などを通じて情報提供を行っています。また、インターネットからの情報が入手できるように、パソコン講習を開催しています。

インターネットの発達やスマートフォン・タブレット端末等の普及等、生活の高度情報化は進んでおり、多様な手段を活用したコミュニケーションの充実が期待されています。一方で、そのような情報技術を使う環境にない障害のある人への配慮が求められています。

■今後の取組

○福祉制度やサービスの内容を知らせるため、県の作成する「障害福祉のしおり」を広く活用します。

○障害のある人向けのパソコン講習会を開催し、情報・コミュニケーション手段として利用ができるよう、使い方や活用方法等を学ぶ講習会を開催します。

○情報の取得が困難な障害のある人への配慮として、点字、音訳、声の広報、分かりやすい言葉での説明、また防災無線の内容を携帯電話等に発信するなど情報の見える化を進めていきます。

○視覚や聴覚に障害のある人の社会活動への参加及び意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

★具体的な取組（関連事業）

- ・生活訓練等事業【福祉事務所】
- ・声の広報発行【福祉事務所】
- ・防災無線のデジタル化の検討【地震・防災課】
- ・意思疎通支援事業【福祉事務所】

第4章 第6期障害福祉計画

1. 基本的な考え方

障害の有無に関係なく、全ての市民が同じように生活・活動するノーマライゼーションの精神を推し進めるため、「誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり」の実現を目指しています。

本計画では、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行の推進
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



基本指針見直しのポイント

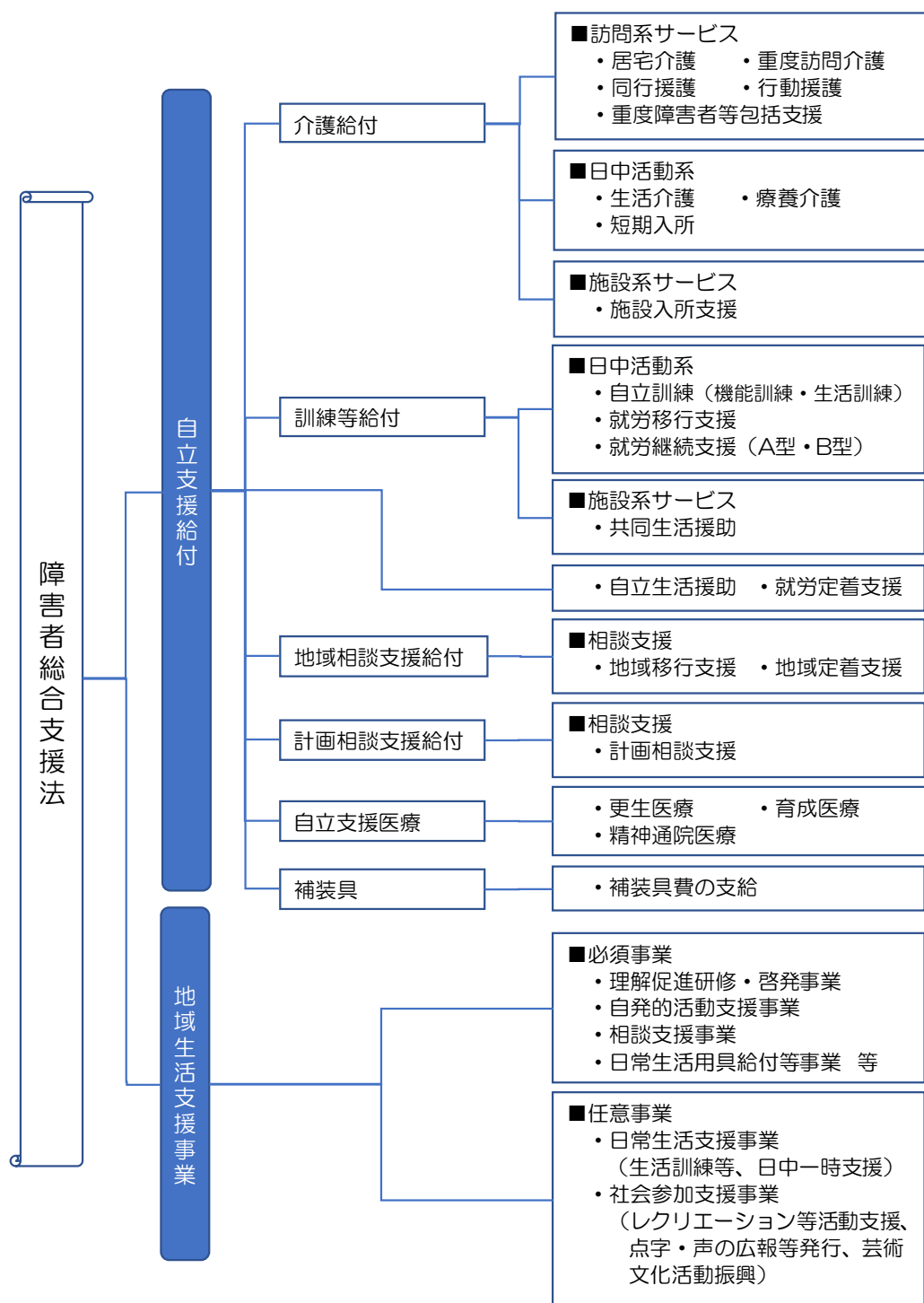
1. 地域における生活の維持及び継続の推進
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 相談支援体制の充実・強化等
4. 障害福祉人材の確保
5. 福祉施設から一般就労への移行等
6. 発達障害者等支援の一層の充実
7. 障害者の社会参加を支える取組
8. 「地域共生社会」の実現に向けた取組
9. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
10. 障害福祉サービス等の質の向上

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して、計画期間（令和3～5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

2. 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

(1) サービスの体系図

障害者総合支援法では、障害のある人が自らサービスを選択する自立支援給付と地域特性に応じて実施する地域生活支援事業があります。



(2) 障害福祉サービスと地域生活支援事業の内容

障害福祉サービスと地域生活支援事業の内容は以下のとおりです。

サービス内容の説明は障害福祉サービスの利用動向と見込量にて行います。

障害福祉サービス	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労定着支援 就労継続支援（A型・B型） 療養介護 短期入所（ショートステイ）
居住支援・ 施設系サービス	共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助
相談支援	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援

地域生活支援事業	
必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員要請研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	日常生活支援（生活訓練等、日中一時支援） 社会参加支援 （レクリエーション等活動支援、点字・声の広報等発行、 芸術文化活動振興）

3. 第5期の実績と第6期の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■第5期の実績と課題

令和2年度現在、地域生活移行者数は2人の実績があり、目標値が1人でしたので目標達成できました。入所施設から地域生活への移行は概ね進んでいると考えます。

また、施設入所者数の目標値は47人でしたが、令和2年度現在、48人の実績となり目標達成していません。

実 績	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活移行者数	1 人	1 人	なし	2 人
施設入所者数	48 人	47 人	48 人	48 人

■第6期成果目標

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

事 項	目 標	備 考
令和元年度末の施設入所者数（A）	48人	令和元年度末の施設入所者数
令和5年度末施設入所者数（B）	48人	令和5年度末時点の利用人数
【目標値】 削減見込数（A－B）	0人	令和元年度末からの施設入所者減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	0人	

【国の指針】

- ・令和元年度末施設入所者数の6%以上を令和5年度末までに地域生活に移行する。
- ・令和元年度末時点の施設入所者数を令和5年度末までに1.6%以上削減する。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

■第5期実績と課題

地域生活支援拠点等の整備は、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて整備し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。「親亡き後」の支援は今後の課題であると考えていますので、機能充実に向け検討を進めていく必要があります。

地域生活支援拠点等の整備状況	下記のとおり、面的整備により、整備済みです。 ・緊急時の受入・対応については、高幡圏域市町で協議を重ね、近隣施設に実態調査を実施し、各施設との調整後、圏域の統一様式を作成しました。 ・相談機能については、福祉事務所のほか、須崎市生活支援・総合相談センター「ほっと」に相談支援事業を委託し、必要に応じ「ほっと」から関係機関につなぐ流れができています。 ・芸術・文化に触れる機会を増やすため、須崎市社会参加支援事業を実施し、絵画制作体験等を実施しています。 ・須崎市障害者自立支援協議会の全体会の他に、各専門部会の活動を活性化することで、関係機関や福祉関係以外の機関との連携が可能となり、地域の体制づくりができています。 ・専門的人材の確保として、医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。
----------------	---

■第6期成果目標

- ・各機能の強化・充実に取り組みます。

【目標値】

事 項	目 標	備 考
地域生活支援拠点数	1 か所	令和5年度末までの拠点数
運用状況の検討回数	年 1 回	年間の運用状況の検証及び検討の目標回数

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市町村又は圏域ごとに1か所以上整備する。
- ・年1回以上の運用状況の検証及び検討実施する。

（３）福祉施設から一般就労への移行

■第５期実績と課題

一般就労者数は、令和２年度に３人であり、目標達成しました。

また、就労移行支援事業利用者数は、令和２年度実績は３人で目標達成しています。

一般就労を進めるためには、就労面だけでなく、生活面のサポートが必要な人もおり、総合的なサポート体制の構築が重要となります。

【実績】

実 績	目標値	実績値	備 考
一般就労移行者数	３人	３人	令和２年度中に福祉施設（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所）を退所し、一般就労する人数
就労移行支援事業利用者数	３人	３人	令和２年度中において就労移行支援事業を利用する人数

■第６期成果目標

【一般就労への移行者数目標値と就労移行支援事業利用者数目標値】

事 項	目 標	備 考
一般就労移行者数	３人	令和５年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人数（令和元年度実績：１人）
就労移行支援事業利用者数	３人	令和５年度中に就労移行支援事業を利用する人数（令和元年度実績：１人）

【国の指針】一般就労への移行者数

- ・一般就労移行者数：令和元年度実績の１.２７倍以上。
- ・就労移行支援事業利用者：令和元年度の１.３０倍以上。

【就労移行支援事業の利用者数（就労移行率）の目標値】

事 項	目 標	備 考
令和５年度の年間一般就労者数	１人	令和５年度において就労継続支援事業（Ａ型）を利用し、一般就労する人の数（令和元年度実績：１人）
令和５年度の年間一般就労者数	２人	令和５年度において就労継続支援事業（Ｂ型）を利用し、一般就労する人の数（令和元年度実績：０人）

【国の基本指針】

- ・就労継続支援事業（Ａ型）：令和元年度の１.２６倍以上。
- ・就労継続支援事業（Ｂ型）：令和元年度の１.２３倍以上。

【就労定着支援事業の利用者数と就労定着率が8割以上の事業所数の目標値】

就労定着支援事業については、市内及び近隣の市町にも実施する事業所がないため、目標値を設定していません。関係機関との連携を深めることで、就労後の支援のニーズに応える体制づくりに努めます。

事 項	目 標	備 考
令和5年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数	—	市内及び圏域に利用できる事業所がないため。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所	—	市内に該当する事業所がないため。

【国の基本指針】

- ・令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する人のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用する。
- ・令和5年度において、市内就労移行支援事業所のうち、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）が80%以上の事業所を全体の70%以上とする。

（４）相談支援体制の充実

■第6期成果目標

障害福祉サービスを提供するにあたって、相談支援体制の充実が必須となります。基本指針に則り、体制の充実に努めます。

【目標値】

事 項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施 （基幹相談支援センターの設置）	検討	検討	検討
主任相談支援専門員の養成	2	0	0
相談支援事業所の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	6回	6回	6回

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

（５）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■第６期成果目標

高知県等の実施する各種研修を活用し、障害福祉サービスの適切な提供に必要な知識を習得していきます。

また、高知県国民健康保険団体連合会審査結果の確認と修正作業を継続して行い、事業所連絡会等を活用して誤りやすいケース等について周知を図り、過誤請求の防止と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

【目標値】

事 項	内 容
令和５年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制を構築する。

【国の基本指針】

- ・令和５年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

4. 障害福祉サービスの実績と見込量

前計画の利用実績の推移を踏まえるとともに、サービスの再編やニーズ調査などを総合的に勘案して、第6期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量を定めました。

(1) 訪問系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除などの家事援助、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出援助を行います。
行動援護	自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

第5期実績と課題

- ・令和2年11月実績として、居宅介護は20人、同行援護は1名の利用がありました。
- ・居宅介護事業所は近隣市町村も含め、提供できる体制にあるものの、夜間、休日の対応が難しい現状があります。
- ・令和2年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)
居宅介護	見込	11	360	11	360	11	260
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護	実績	18	320	17	414	21	385
重度障害者等包括支援							

（各年度3月の値。令和2年度は見込数。）

第6期見込みと方策

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	18	470	18	470	18	470

- ・居宅介護は、増加傾向にありましたが、今後は現状のまま推移していくと見込んでいます。今後、個々のニーズに添ったサービスの提供ができるよう、相談支援の強化と関係機関連携に努め、さらなるサービスの充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、日常生活上の支援、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人が自立した日常生活や社会生活が営めるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害のある人や精神障害のある人が自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスにより就労に必要な知識や能力が向上した人は、就労継続支援(A型)や一般就労への移行を目指します。
療養介護	長期の医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

第5期実績と課題

- ・地域移行が進むことで生活介護の利用増加を見込んでいましたが、利用日数の大幅な増加はありませんでした。
- ・就労意欲のある障害のある人が多いことから、就労継続支援事業（A型・B型）のサービス利用者は見込量と同等の実績がありました。
- ・就労移行支援利用者が、令和2年度11月実績は0となっていますが、令和2年度中に3人の利用がありました。
- ・令和2年度までの各サービス利用実績等をもとに見込みます。

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込	79	1,436	79	1,436	80	1,459
	実績	80	1,269	87	1,398	90	1,498
自立訓練（機能訓練）	見込	1	22	1	22	1	22
	実績	0	0	0	0	1	11
自立訓練（生活訓練）	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	1	20
就労移行支援	見込	2	35	2	35	3	55
	実績	1	18	1	18	0	0
就労定着支援	見込	0		0		0	
	実績	0		0		0	
就労継続支援（A型）	見込	6	134	7	156	7	156
	実績	7	136	6	116	7	146
就労継続支援（B型）	見込	88	1,464	88	1,464	85	1,410
	実績	87	1,406	82	1,293	82	1,416
療養介護	見込	10		10		10	
	実績	10		9		8	
短期入所 （ショートステイ）	見込	10	54	10	54	10	54
	実績	6	36	8	42	9	40

（各年度3月の値。令和2年度は11月の値。）

第6期見込みと方策

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	92	1,599	92	1,599	94	1,622
自立訓練（機能訓練）	2	22	1	11	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	23	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	1	20	3	60
就労定着支援	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	7	147	7	147	6	128
就労継続支援（B型）	81	1,483	82	1,508	81	1,498
療養介護	8		8		8	
短期入所 （ショートステイ）	11	58	11	58	11	58

- ・生活介護・就労継続支援（A型・B型）については、これまでの実績を分析し、介護保険への移行や特別支援学校卒業後の進路などを見込んでいます。
- ・就労移行支援は、特別支援学校卒業後の進路の見極めに利用する人を、これまでの実績から見込んでいます。
- ・短期入所は、現在の支給決定数や今後利用を検討している人を見込んでいます。
- ・居宅で生活する障害のある人が日中過ごす場所として、訪問系サービスと日中活動系サービスを併用して利用することが多く、今後さらにサービス提供体制の充実に努めます。
- ・利用する本人や家族の望む生活を提供するために、関係機関が連携し、ニーズの把握に努めます。

(3) 居住系サービス

サービスの概要

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談・助言、日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	施設入所やグループホームを利用していた人等を対象に定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。

第5期実績と課題

- ・共同生活援助の利用者が見込みを下回る実績となりました。
- ・施設入所支援では、実績と見込みは同等となっています。地域生活が可能である施設入所者は、概ね地域移行が進んでいると考えています。
- ・共同生活援助については、施設の入所者及び入院中の精神障害者の地域生活移行の状況を勘案して見込みます。

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
共同生活援助 (グループホーム)	見込	34	35	37
	実績	31	31	32
施設入所支援	見込	48	48	47
	実績	47	48	48
自立生活援助	見込	0	0	0
	実績	0	0	0

(各年度3月の値。令和2年度は令和2年11月の値。)

第6期見込みと方策

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
共同生活援助 (グループホーム)	36	40	40
施設入所支援	47	47	48
自立生活援助	0	0	0

- 共同生活援助は、施設新設の予定があるため、増加傾向にあると見込んでいます。また、家族等と生活している人の自立に向けた訓練の場としての想定をしています。
- 施設入所支援は、大幅な増減がないと見込んでいます。
- サービスの必要性を検討し、本人や家族のニーズに沿ったサービスの提供ができるよう努めます。

(4) 相談支援

サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

第 5 期実績と課題

- ・計画相談支援は、市内外の事業所を利用し、すべての利用者に適正に実施できています。
- ・地域移行支援・地域定着支援は、サービスを提供する事業所が近隣にないことから実績は0となっています。現在は、関係機関の連携により、サービス提供と同等の対応ができています。

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
計画相談支援	見込	28	27	28
	実績	27	25	39
地域移行支援	見込	0	0	0
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込	0	0	0
	実績	0	0	0

(各年度3月の値。令和2年度は令和2年11月の値。)

第6期見込みと方策

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
計画相談支援	42	44	46
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

- ・相談支援専門員の育成に努め、質の向上を目指します。
- ・計画作成・モニタリングの回数を12か月で割ったものを値としています。
- ・地域移行支援・地域定着支援は、サービスを提供する事業所が近隣にないことから0と見込んでいます。今後、関係機関の連携強化により、ニーズに応える体制づくりに努めます。

5. 地域生活支援事業の実績と見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

事業の概要

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害のある人への理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。

第5期実績と課題

- ・市内約60カ所への企業を訪問し、障害者差別解消の啓発リーフレットを配布することで雇用者や職場における障害への理解啓発を実施しました。
- ・市内量販店や市役所、須崎市総合保健福祉センターにおいて、障害者虐待防止の啓発チラシと啓発ティッシュを配布することで、対話による市民への理解啓発を実施しました。
- ・人権講演会来場者に、合理的配慮の具体的事例を示したリーフレットを配布し、効果的な啓発を実施しました。
- ・多くの人の目に止まることを狙いとして、市内量販店で、障害のある人・特別支援学級・特別支援学校作品展を実施しました。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

- ・市民の障害への理解を深めるための研修等に取り組みます。とりわけ、目に見えない障害（知的障害・精神障害等）に対する理解促進に努めます。
- ・物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚・聴覚障害者などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念（社会的障壁）の除去を図るために、障害者虐待防止法に基づく障害のある人への虐待の防止対策に努めるほか、障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いをなくし、合理的な配慮の推進に努めます。

② 自発的活動支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

第5期実績と課題

- 地域の病院や精神障害者とともに歩む会と協力し、障害者やその家族だけでなく、より多くの地域の住民と交流できるよう事業内容を検討し実施してきました。
- 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で、イベント開催がすべて中止となりました。また、集まることを各団体も避けたことから研修等も未実施です。
- コロナ禍での活動方法について、精神障害者とともに歩む会と協議の場を持てました。
- 障害福祉サービス事業所が実施する活動に積極的にボランティアが関わられるよう、B型事業所連絡会等を通じて周知を図りました。
- 事業実施にあたっては、当事者及び関係機関との調整が必要であるため、計画的に取り組む必要があり、事業実施に向けて検討していきます。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自発的活動支援事業	実施の有無	見込	有	有	有
		実績	有	有	有

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

- 各団体と障害福祉サービス事業者や地域団体の交流を図り、効率的な事業実施の方法を検討します。

③ 相談支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言 障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行う事業です。

第5期実績と課題

- ・相談支援事業は、「須崎市社会福祉協議会」に委託し、障害のある人のさまざまな相談に対応しています。サービス内容や相談内容は多岐にわたり、相談員の知識・対応力の向上が求められます。
- ・一般相談の相談件数は増加傾向にあることから、相談窓口の周知が図れています。今後も、相談窓口の周知のための広報に努めます。

（相談件数 平成30年度 3,675件、令和元年度 4,385件、令和2年12月末 3,769件）

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業 【交付税措置】	委託事業者数	見込	1	1	1
		実績	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	見込	無	無	無
		実績	無	無	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	見込	無	無	無
		実績	無	無	無
住宅入居等支援事業 (住宅サポート事業)	実施の有無	見込	無	無	無
		実績	無	無	無

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	委託事業者数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	検討	検討	検討
住宅入居等支援事業 (住宅サポート事業)	実施の有無	検討	検討	検討

- ・身体・知的・精神の3障害のみならず、高次脳機能障害、難病や各種ニーズに対応できるよう、相談支援の充実を図っていきます。
- ・地域の実情や課題等を勘案し、必要な体制整備に向けて取り組みます。

④ 成年後見制度利用支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用支援を行う事業です。

第5期実績と課題

- 成年後見制度利用支援事業の実績はありませんでした。急を要して必要と思われる対象者が少ないためと考えられますが、今後も周知と活用に向けた取り組みが必要です。
- 関係機関と連携し、権利擁護のための支援を実施しました。
- 権利擁護研修や権利擁護意見交換会等に参加しました。
- 令和2年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	見込	1	1	1
		実績	0	0	0

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	0	1	1

- 相談支援や関係機関等と連携しながら、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用につなげていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援を行う事業です。

第5期実績と課題

- ・この事業の実績はありません。今後は、後見人の確保のため、制度の理解を深めることが必要です。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込	無	無	有
		実績	無	無	無

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

- ・事業実施について検討を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他意思疎通が困難な障害のある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行う事業です。
要約筆記者派遣事業	
手話通訳者設置事業	

第5期実績と課題

- ・意思疎通支援事業の実績はありませんでした。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用件数 (件)	見込	4	4	4
		実績	0	0	0
手話通訳者設置事業	実設置者数 (人)	見込	0	0	1
		実績	0	0	0

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	実利用件数(件)	4	4	4
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	0	0	0

- ・継続して周知と活用に取り組みます。
- ・手話通訳者設置については、検討していきます。

⑦手話奉仕員養成研修事業

事業の概要

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。

第5期実績と課題

- ・事業実施について検討していましたが、実施に至っていません。研修を実施するには、手話が必要とする人の把握と受講者の確保が必要です。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数 (人)	見込	0	0	2
		実績	0	0	0

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数 (人)	0	0	0

- ・今後は、手話奉仕員養成研修の実施の方法について検討します。

⑧日常生活用具給付等事業

事業の概要

サービス名	内 容
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るため、障害の状況に応じて、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する事業です。

第5期実績と課題

- ・排泄管理用具の給付が、平成30年度に急増し、その後緩やかに増えて続けています。
- ・情報・意思疎通支援用具の給付が増加しています。ルミエールサロンとの連携により、利用者のニーズに適切な対応が実施された結果と考えます。今後も、適切な給付に努めることが必要です。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
排泄管理支援用具 （ストマ用装具・紙オムツ等）	給付件数／年	見込	680	680	680
		実績	757	780	767
介護・訓練支援用具 （特殊寝台・特殊マット等）	給付件数／年	見込	3	3	3
		実績	0	4	1
自立生活支援用具 （入浴補助用具等）	給付件数／年	見込	7	7	7
		実績	12	9	3
在宅療養等支援用具 （盲人用体温計等）	給付件数／年	見込	3	3	3
		実績	1	5	0
情報・意思疎通支援用具 （点字器・人工喉頭等）	給付件数／年	見込	5	5	5
		実績	7	8	5
住宅改修費	給付件数／年	見込	1	1	1
		実績	2	1	1
合 計		見込	699	699	699
		実績	779	807	777

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
排泄管理支援用具	給付件数／年	870	880	880
介護・訓練支援用具	給付件数／年	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数／年	8	8	8
在宅療養等支援用具	給付件数／年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	8	8	8
住宅改修費	給付件数／年	2	2	2
合 計		893	903	903

- ・今後も関係機関と連携し、ニーズに添った用具の給付ができるよう取り組みます。

⑨移動支援事業

事業の概要

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行う事業です。

第 5 期実績と課題

- ・利用者は微増傾向にあり、利用時間も併せて増加傾向にありましたが、令和 2 年度は感染症予防のために外出が減ったため、利用時間数が減少しています。今後も、障害のある人の生活ニーズに合わせたサービスを提供できる体制づくりに努めます。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	利用者数 (人)	見込	5	5	5
		実績	8	11	10
	延利用時間数 (時間)	見込	280	280	280
		実績	392	462	393

第 6 期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数 (人)	10	10	10
	延利用時間数 (時間)	420	450	480

- ・今後は、感染症対策が進むことを見込んで、利用時間は増加すると予測しています。障害のある人のニーズを把握するために、関係機関と連携し、適正な利用ができるよう努めます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

事業の概要

サービス名	内 容
地域活動支援センター 機能強化事業	障害のある人の地域生活支援の促進を図るため、障害のある人が通いながら、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の促進の便宜を供与する地域活動支援センター機能の充実強化を進める事業です。 機能強化事業の例として、下記の類型が設けられています。 I 型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進に係る啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III 型：地域の障害者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

第 5 期実績と課題

- ・災害時の安全確保を第一に事業実施場所を検討しています。設置に向けてのニーズ把握や事業内容の検討が必要です。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター 機能強化事業 【交付税措置】	実施箇所数 (箇所)	見込	0	0	1
		実績	0	0	0

第 6 期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター 機能強化事業 【交付税措置】	実施箇所数（箇所）	1	1	1

- ・関係機関とともに、ニーズの把握と設置に向けての検討を行います。

（２）任意事業

① 生活訓練等事業（日常生活支援）

事業の概要

サービス名	内 容
生活訓練等事業 （日常生活支援）	障害のある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。

第５期実績と課題

- ・パソコン教室と料理教室を開催し、日常生活上必要な訓練・指導などを行っています。内容や参加者が固定化されていることや平日の開催が多く参加が難しいこと、送迎が無いため参加ができてにくいという意見もあるため、実施方法や内容には検討が必要です。

- ・料理教室は令和２年度委託先がなく実施できませんでしたが、代替事業の実施を検討します。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活訓練事業 （日常生活支援）	実利用者数 （人）	見込	80	80	80
		実績	69	69	30

第６期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練事業 （日常生活支援）	実利用者数（人）	44	54	54

- ・感染症対策を徹底しながら、参加者の確保や新規利用者拡大を図るため、広報に努めます。また、参加者が一人で実践できるスキルを身に着けることを目標として、簡単にできる料理教室の開催を検討します。

② 日中一時支援

事業の概要

サービス名	内 容
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な場合に、日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族の負担を一時的に軽減するための事業です。

第5期実績と課題

- ・障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行いました。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、例年の半数程度の利用実績となっています。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	見込	23	23	23
		実績	17 (内児童10)	14 (内児童10)	10 (内児童8)
	延利用回数 (回)	見込	495	495	495
		実績	348	342	156

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数(人)	15	15	16
	延利用回数(回)	200	220	250

- ・日中一時支援事業については、介護者の一時的な休息を確保し、介護負担の軽減に努めます。
- ・現状の利用者で推移していくものと考え見込んでいます。
- ・今後は、感染症対策が進むことを見込んで、利用時間は増加すると予測しています。

③レクリエーション等活動支援事業（社会参加支援）

事業の概要

サービス名	内 容
レクリエーション等 活動支援事業 （社会参加支援）	障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害のある人が社会参加活動を行うための環境整備や必要な支援を行う事業です。

第5期実績と課題

- ・レクリエーション活動として、ボウリング大会や遠足などを開催してきました。令和元年度には、楽器作りやヨット・シーカヤック体験を実施し、新たな活動をすることができました。
- ・令和2年度から、障害者の芸術文化活動振興を実施し、誰もが等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を図り、共生社会の実現を目指しています。令和2年度は、絵画ワークショップや作品展などを通じて、地域を巻き込んだ活動が実施できました。
- ・今後も、障害のある人の社会参加活動の環境整備のため、地域と交流する機会を多く持てる事業を展開していきます。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
レクリエーション等 活動支援事業	延人数 （人／年）	見込	70	70	70
		実績	56	64	20
芸術文化活動振興 （ワークショップ等）	延人数 （人／年）	見込	—	—	—
		実績	—	—	12
芸術文化活動振興 （作品展）	実施の有無	見込	—	—	—
		実績	—	—	有

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション等 活動支援事業	延人数（人／年）	20	20	30
芸術文化活動振興 （ワークショップ等）	延人数（人／年）	30	30	40
芸術文化活動振興 （作品展）	実施の有無	有	有	有

- ・芸術文化活動振興を通じて、障害のある人の社会参加に繋がるよう、関係機関との連携を深め、より効果的な事業を実施します。
- ・感染症対策を徹底しながら、障害のある人のスポーツや交流・余暇等の場を提供するため、新たな企画や開催方法を検討していきます。

④ 点字・声の広報発行事業（社会参加支援）

事業の概要

サービス名	内 容
点字・声の広報発行事業 （社会参加支援）	文字による情報入手が困難な人に点訳、音声訳その他分かりやすい方法により、広報等を通じて、生活情報、その他地域生活をするうえで必要な情報などを適宜、提供する事業です。

第5期実績と課題

- ・市広報を「朗読の会」の協力の下、声の広報を作成し、年12回配布を行いました。
- ・長年カセットテープでの提供を実施してきましたが、作業用機器の老朽化等から、デジタル音源での提供を開始しました。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
点字・声の広報発行事業 （社会参加支援）	実人数 （人／年）	見込	5	5	5
		実績	3	3	2

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報発行事業 （社会参加支援）	実人数（人／年）	2	2	2

- ・新規利用者への声かけを強化し、継続して実施します。
- ・利用者の生活環境の調査を行い、ニーズに合わせた事業を実施します。
- ・「須崎朗読の会」協力のもと、声の広報を発行し、文字による情報入手が困難な人に情報提供をしていきます。また、点字での対応を希望する人がいた場合は、対応できるよう検討します。

第5章 第2期障害児福祉計画

1. 基本的な考え方

障害の有無に関わらず、人は皆、社会の一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、子どもを笑顔で社会に送り出すことが重要です。

障害児支援を行うにあたり、本人にとって最善と思われる育成支援が必要であることから、本人とその家族に対して、早い段階から身近な地域で支援ができるように、質の高い専門的な発達支援が行える障害児通所支援や障害児相談支援などの充実を図ります。

障害児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を推進し、地域の保育、教育等の支援を受けられるよう、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。

そのため、県及び高幡圏域市町と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とし、障害の有無に関わらずすべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

【障害児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの整備
- 保育所等訪問支援を利用できる体制構築
- 重症身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して、計画期間（令和3～5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

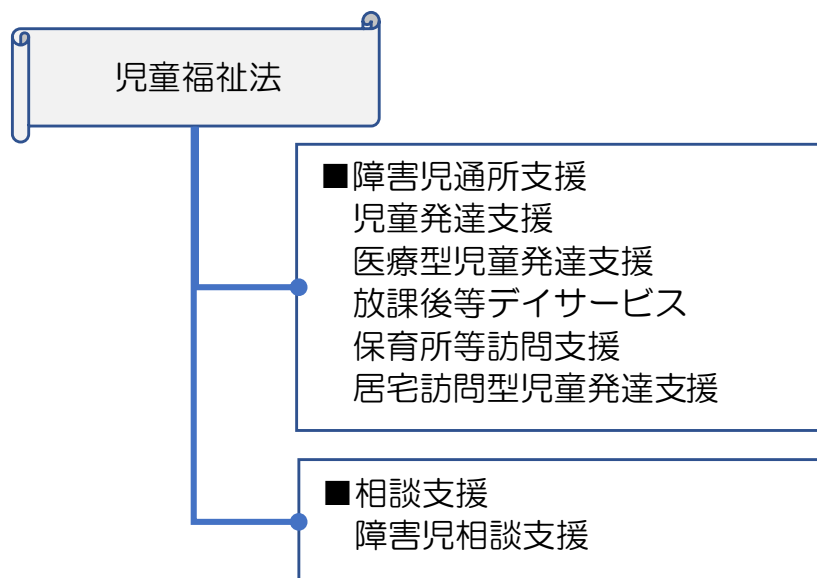


～障害のある人もない人も、大人も子ども誰でも参加できる絵画ワークショップの様子～

2. 障害児福祉サービス

(1) サービスの体系図

障害児福祉サービスの体系図は以下のとおりです。



(2) 障害児福祉サービスの内容

障害児福祉サービスの内容は以下のとおりです。

サービス内容の説明は障害児福祉サービスの利用動向と見込量にて行います。

障害児支援	
障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援
相談支援	障害児相談支援

3. 第2期障害児福祉計画の目標

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターとは、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

■現状	現在、設置はされていませんが、高幡圏域の5市町で、検討会を開催し、圏域で検討を進めています。
■第2期成果目標	市または高幡圏域で1ヶ所整備することを目指します。

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

障害のある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います。個々の身の状況や置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導を行うことができます。

■現状	児童発達支援センターの必要な機能として整備に向けた協議を進めています。 高知県内に保育所等訪問支援サービスを提供できる事業所は少ないですが、利用の必要な児童には適切な説明を実施し、利用につなげることができています。また、サービスの不足する部分を補うため、巡回相談等を活用することで、児童や保護者のニーズに応えることができています。
■第2期成果目標	市内で1ヶ所整備することを目指します。

【国の指針】

- ・令和5年度末までに、すべての市区町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

（３）重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重症心身障害といい、その状態の児童を重症心身障害児といいます。

■現状	現在、設置はされていませんが、児童発達支援センターの必要な機能として整備に向けた協議を進めています。
■第２期成果目標	市または高幡圏域で１ヶ所整備することを目指します。

【国の指針】

- ・令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上確保すること。

（４）医療的ケア児支援の協議の場の設置

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

■現状	協議の場を設置することはできていません。 令和元年度に保健師１名と相談支援専門員１名が、高知県医療的ケア児コーディネーター養成研修を受講し、令和２年度にも保健師１名が受講終了予定です。
■第２期成果目標	医療的ケア※が必要な子どもに対し、連携して支援ができるよう協議の場（こども部会等で協議できる体制）を設置します。 ※医療的ケア児とはたんの吸引や酸素吸入などが必要とされる子どもです。

【国の指針】

- ・令和５年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置すること。

4. 障害児福祉サービスの利用動向と見込量

(1) 障害児通所支援

サービスの概要

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の子どもに、日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学の子どもに、日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識・技能の付与や集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や支援を行います。
保育所等訪問支援	支援の必要な子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

第5期実績と課題

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援は、市内外の事業所を利用しています。
- ・放課後等サービスは、市内の事業所が2事業所となり、利用者、利用時間とも見込量と同等の実績となりました。放課後等デイサービスについても利用人数は若干増加しています。

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援	見込	3	4	4	4	4	4
	実績	8	15	6	30	10	69
医療型児童発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	1	1	0	0	1	4
放課後等デイサービス	見込	24	267	25	277	27	297
	実績	20	203	24	286	28	305
保育所等訪問支援	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	0	0	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

(各年度3月の値。令和2年度は令和2年11月の値。)

第6期見込みと方策

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援		10	68	10	65	9	63
医療型児童発達支援		1	1	2	2	2	2
放課後等デイサービス		29	391	29	391	29	391
保育所等訪問支援		3	3	2	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援		0	0	0	0	0	0

- ・令和3年度以降の見込量については、令和2年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び市内在住の18歳未満の障害者手帳所持者数等をもとに見込みます。
- ・障害のある子どもが切れ目ないサービスを受けることができるよう、ニーズの把握とサービスの充実を図ります。

(2) 相談支援

サービスの概要

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画を作成します。 また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

第 5 期実績と課題

- ・個別ニーズに応じた事業所の選択が可能となり利用者が増え、障害児相談支援の利用者も増加しました。障害のある子どもに対する支援は学校や医療機関・保護者等の連携強化が重要です。

サービス名			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	実人数 (人/月)	見込	5	6	6
		実績	11	6	13

第 6 期見込みと方策

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人数（人/月）	12	12	12

- ・令和 3 年度以降の見込量については、令和 2 年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び市内在住の 18 歳未満の障害者手帳所持者数等をもとに見込みます。
- ・計画作成・モニタリングの回数を見込み、その数を 12 ヶ月で割った値を見込んでいます。サービスが充実していくにつれ、利用者が増えると考えます。適切なサービスが提供できるよう相談支援の充実に努めます。
- ・障害児相談支援により、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介等を行っていきます。

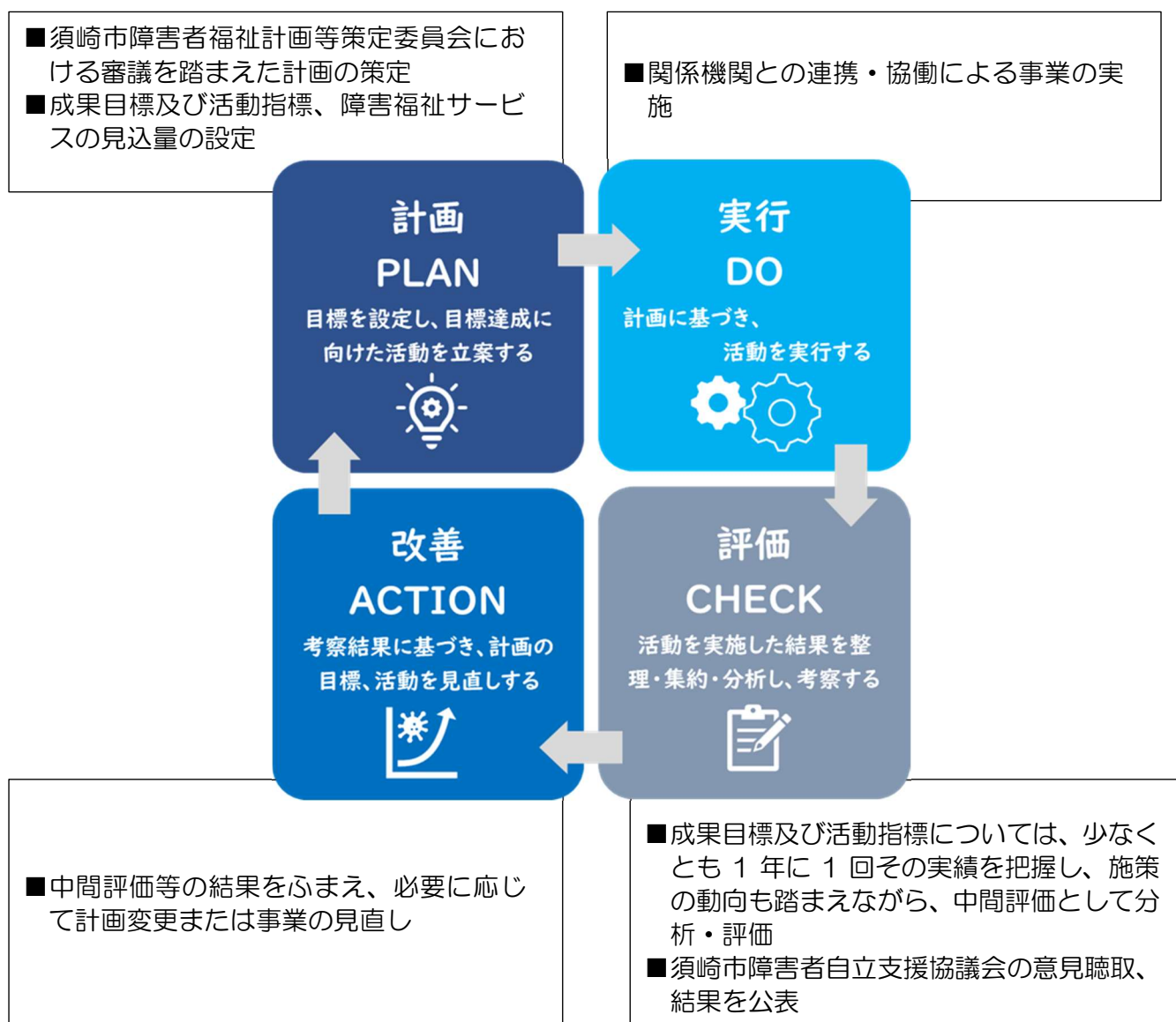
第6章 計画の推進

1. 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

PDCA サイクル



2. 計画の推進体制

計画の推進については、須崎市障害者自立支援協議会（以下、自立支援協議会。）が進行管理及び評価等を行い、中核的存在となります。

自立支援協議会では、関係機関が地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化及び課題の解決に向けた協議を行います。自立支援協議会には、全体会、各専門部会（相談支援部会、子ども部会、就労支援部会、地域支援部会）が設置されています。

（１）計画の周知

基本理念である「誰もが自分らしく暮らし、地域で共に支え合うまちづくり」に向けて、障害者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。本計画については、市の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障害のある人やその家族、地域住民、障害者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障害者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

（２）保健・医療・福祉・教育分野における連携

障害のある人の地域生活（ニーズ）を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供に努めます。

（３）地域との連携

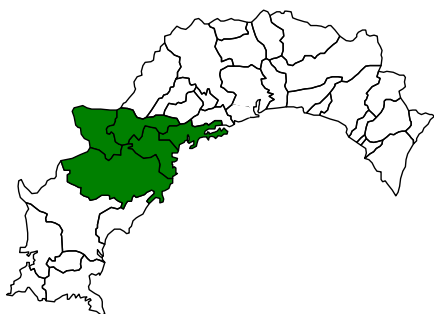
障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等との連携し、協働体制づくりを進めていきます。

（４）国・県・高幡圏域との連携

障害のある人の地域生活を支えるさまざまな施策（障害福祉サービス）は、須崎市だけで対応できない施策もあります。国や県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県・高幡圏域の関係機関との連携を密接に図りながら本計画を推進していきます。

資料編

須崎市 四万十町
 檮原町 津野町
 中土佐町



◆圏域内の障害のある人の状況 (R2.3.31 現在)

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	51,578		22,560	43.7%
身体障害者手帳交付者数	3,986	7.73%	3,344	83.9%
療育手帳交付者数	534	1.04%	100	18.7%
精神障害者保健福祉手帳交付者数	376	0.73%	122	32.4%
(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付件数 848 人				

※ 人口は、R2.3.1 現在(高知県人口推計調査より)

1 現状等

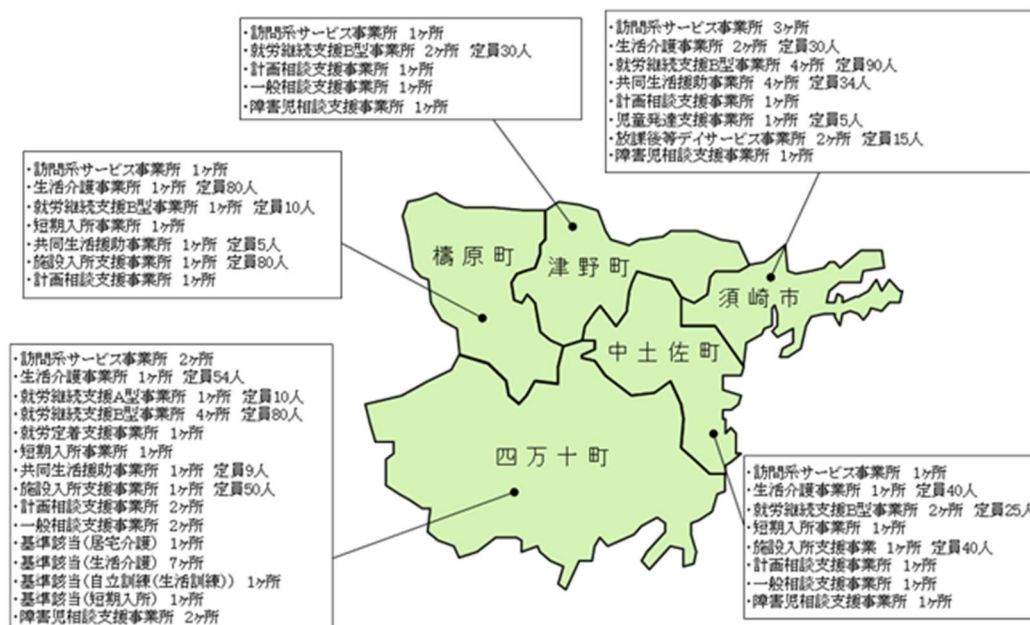
(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域は、他の圏域と比べて障害福祉に関わる事業所がまだ少ない状況です。地域によっては、サービスを確保するために、他の市町や他の圏域の事業所も利用しているところです。また、移動手段も限られるため、身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備が必要ですが、人材の確保が困難等の理由により、新たな事業所の立ち上げが難しく、前回計画策定時から整備はあまり進んでいません。
- 指定相談支援については、すべての市町に開設されていますが、事業所数や相談支援専門員数は、相談支援を希望する方と比べるとまだ十分とはいえない状況です。また、一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)のない市町もあります。
- 就労移行支援事業者が圏域になく、受け入れ企業も少ない状況です。今後も圏域で就労を希望する人への支援として、他の圏域の事業者や障害者就業・生活支援センターと連携した就労支援体制の整備が求められています。
- グループホームについては、他の圏域に比べると整備が進んでいません。入所施設や病院から在宅生活等での生活を希望する人が円滑に移行するためには、グループホームや在宅支援の整備は欠かせないため、事業者をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要数を確保していく必要があります。
- 当圏域は、放課後等デイサービスが1市に2カ所しかなく、他4町にはサービス提供事業者がないため、他の圏域の事業所も利用している状況です。
 また、移動距離もあるため、身近なところでの事業所整備等を進めていく必要があります。
- 障害児相談支援については、事業所がない町があり、身近なところでの相談支援体制の整備

が必要です。

- 障害児支援について、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供・共有等が難しいという市町が多く、情報共有、連携支援のための体制整備が必要です。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

①福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項 目	目標値	備 考
在宅生活等への移行者数	2人	第5期計画の目標値：8人 令和2年7月末時点の実績：0人
令和5年度末入所者数	162人	第5期計画の目標値：157人 令和元年度末時点の実績：154人

②福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目標値	備 考
令和5年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	11人	第5期計画の目標値：9人 令和元年度の実績：8人
令和5年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和元年度の実績：1人
令和5年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和元年度の実績：2人
令和5年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	7人	令和元年度の実績：5人
令和5年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	3人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

※利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

①訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	633 時間/月	744 時間/月	713 時間/月	1,008 時間/月	1,020 時間/月	1,019 時間/月
	44 人	53 人	49 人	59 人	61 人	61 人

②日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
生 活 介 護	3,817 人日/月	4,141 人日/月	4,098 人日/月	4,397 人日/月	4,382 人日/月	4,478 人日/月
	208 人	217 人	216 人	223 人	225 人	231 人
自 立 訓 練 (機能訓練)	22 人日/月	23 人日/月	34 人日/月	45 人日/月	11 人日/月	23 人日/月
	1 人	1 人	2 人	3 人	1 人	1 人
自 立 訓 練 (生活訓練)	12 人日/月	34 人日/月	46 人日/月	90 人日/月	44 人日/月	23 人日/月
	1 人	2 人	2 人	4 人	2 人	1 人
就労移行支援	93 人日/月	44 人日/月	65 人日/月	66 人日/月	88 人日/月	112 人日/月
	5 人	3 人	3 人	3 人	4 人	5 人
就労継続支援 (A 型)	399 人日/月	300 人日/月	315 人日/月	321 人日/月	321 人日/月	323 人日/月
	19 人	14 人	15 人	15 人	15 人	15 人
就労継続支援 (B 型)	4,228 人日/月	4,199 人日/月	4,499 人日/月	5303 人日/月	5,418 人日/月	5,422 人日/月
	253 人	245 人	256 人	292 人	298 人	301 人
就労定着支援	1 人	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人
療 養 介 護	18 人	16 人	17 人	17 人	17 人	17 人
短 期 入 所	180 人日/月	168 人日/月	173 人日/月	205 人日/月	209 人日/月	214 人日/月
	24 人	19 人	23 人	28 人	29 人	30 人

③居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
自立生活援助	－ 人	－ 人	－ 人	3人	1人	－ 人
共同生活援助	112 人	109 人	108 人	116 人	116 人	117 人
施設入所支援	155 人	157 人	157 人	161 人	161 人	164 人

④指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
計画相談支援	147 人/月	141 人/月	135 人/月	158 人/月	164 人/月	167 人/月
地域移行支援	－ 人/月	1 人/月	1 人/月	4人/月	3人/月	2人/月
地域定着支援	－ 人/月	－ 人/月	－ 人/月	1人/月	1人/月	1人/月

⑤障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	30 年度 (31 年 3 月)	R1 年度 (R2 年 3 月)	R2 年度 (R2 年 7 月)	3年度 見込量	4年度 見込量	5年度 見込量
児童発達支援	25 人日/月	28 人日/月	64 人日/月	90 人日/月	59 人日/月	26 人日/月
	12 人	8 人	10 人	14 人	12 人	8 人
医 療 型 児童発達支援	1 人日/月	－人日/月	－人日/月	1 人日/月	2人日/月	2人日/月
	1 人	－ 人	－ 人	1 人	2 人	2 人
放 課 後 等 デイサービス	333 人日/月	326 人日/月	410 人日/月	541 人日/月	546 人日/月	541 人日/月
	28 人	30 人	33 人	39 人	39 人	49 人
保 育 所 等 訪 問 支 援	1 人日/月	－人日/月	3人日/月	4人日/月	4人日/月	5人日/月
	1 人	－ 人	3 人	4 人	4 人	5 人
居宅訪問型 児童発達支援	－人日/月	－人日/月	－人日/月	－人日/月	－人日/月	－人日/月
	－人	－人	－人	－人	－人	－人
障害児相談支援	13 人	19 人	16 人	18 人	18 人	19 人

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (R2 年 7 月末現在)	項 目	3年度	4年度	5年度
生 活 介 護	204 人	圏域内事業所利用見込者数	262 人	269 人	277 人
		新たに利用が見込まれる数	58 人	7 人	8 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	3ヶ所	—	1ヶ所
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		新たに利用が見込まれる数	(3 人)	(1 人)	(1 人)
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	(1ヶ所)	—	—
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	—	圏域内事業所利用見込者数	1 人	1 人	—
		新たに利用が見込まれる数	1 人	1 人	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就労移行支援	—	圏域内事業所利用見込者数	1 人	2 人	3 人
		新たに利用が見込まれる数	1 人	2 人	3 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1ヶ所	—	—
就労継続支援 (A 型)	10 人	圏域内事業所利用見込者数	3 人	3 人	4 人
		新たに利用が見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就労継続支援 (B 型)	235 人	圏域内事業所利用見込者数	272 人	279 人	282 人
		新たに利用が見込まれる数	37 人	7 人	3 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1ヶ所	1ヶ所	—

※「新たに利用が見込まれる数」の（ ）は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス 種 別	圏域内定 (R2 年 7 月末現在)	項 目	3年度	4年度	5年度
短 期 入 所	3ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	23 人	24 人	24 人
		新たに利用が見込まれる数	(23 人)	(24 人)	(24 人)

※「新たに利用が見込まれる数」の（ ）は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (R2 年 7 月末現在)	項 目	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	48 人	圏域内事業所利用見込者数	42 人	41 人	42 人
		新たに利用が見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—

(3) 障害児通所支援等

サービス 種 別	圏域内定員 (R2 年 7 月末現在)	項 目	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	5 人	圏域内事業所利用見込者数 (A)	6 人	6 人	5 人
		1 日あたりの利用見込者数 (月6回利用) $A \times 6 / 22$ 日	2 人	2 人	1 人
		新たに利用が見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1 ヶ所	—	—
放 課 後 等 デイサービス	15 人	圏域内事業所利用見込者数 (A)	45 人	45 人	56 人
		1 日あたりの利用見込者数 (週3回利用) $A \times 3 / 5$ 日	27 人	27 人	34 人
		新たに利用が見込まれる数	12 人	—	7 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	2 か所	—	—

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるため、関係事業者と連携を図るとともに、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あったかふれあいセンターの利用を推進します。また、地域独自の移動手段と合わせて身近な事業所が利用できる在宅サービスの充実やサービス体制の整備を支援します。

(2) 住まいの場の確保

- グループホームについては、今後も利用見込みが増加していくことから、事業者をはじめ関係機関と連携しながら、必要数の確保に向けて取り組んでいきます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 必要に応じて、各市町の地域自立支援協議会に専門部会の設置を促したり、広域検討の協議の場を確保するように取り組みます。また、地域自立支援協議会の運営についても活性化に向けた支援を行います。

- 指定相談支援事業所については、事業所数や相談支援専門員の数が増えるように、また、一般相談支援事業所（地域移行支援・地域定着支援）の体制整備を支援していきます。
- 地域生活支援拠点等の体制整備については、各市町が利用者のニーズや利用量等を把握して、事業所、医療機関等と連携を図りながら、サービスの提供体制や在宅支援の方法を含め、整備が進むよう支援を行います。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（精神科病院に入院中の精神障害者の退院支援）についても、地域移行支援・地域定着支援とも合わせながら、各市町で構築できるよう整備支援を行います。
- 就労支援については、市町や関係機関と連携して、情報共有を行いながら、障害のある方が就労しやすい環境整備のための支援を行っていきます。また、企業等に対し、障害者雇用の理解促進に取り組むとともに、各種助成制度の活用を紹介して、一般就労や職場定着を促していきます。
- 障害児相談支援については、身近なところで相談支援が受けられるよう、市町と事業所が連携を図りながら、相談支援の体制整備を支援していきます。
- 医療的ケア児の支援については、各市町が協議の場を設置し、事業所や医療機関などと連携を図るとともに、安心して在宅生活が送れるような体制の整備を支援していきます。
- 障害のある方が、居住地の市町の資源不足等により、他の市町や他圏域の事業所を利用する場合のサービスや移動手段の確保について、各市町と協議をしていきます。
- 障害児支援について、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供、共有等ができるよう、市町や関係機関の連携体制の構築を支援していきます。また、学校が休校になったり、事業所が休業等になった場合の障害児の受入先確保について、実施主体である市町や関係機関と協議を行っていきます。

須崎市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

(任期：令和2年12月23日から令和4年12月22日)

	氏 名	所 属 等	委員区分
1	石本 勝広	医療法人南江会 一陽病院	関係機関の代表者
2	太田 真紀	障害者就業・生活支援センターこうばん	関係機関の代表者
3	田村 圭子		市民・有識者
4	戸田 加奈	通所支援ベルテール須崎園	関係機関の代表者
5	三浦 朋之	須崎福祉保健所	関係機関の代表者
6	山内 和也	須崎市生活支援・総合相談センターほっと	関係機関の代表者
7	吉村 正裕	社会就労センター山ももの家	関係機関の代表者
8	若林 タ子		市民・有識者
9	井上 幸一	福祉事務所	市の職員
10	佐藤 千裕	長寿介護課	市の職員
11	西本 美公子	健康推進課	市の職員
12	濱 美早	学校教育課	市の職員
13	松浦 すが	子ども・子育て支援課	市の職員

計画策定の経緯

実施時期	内 容
令和２年６月	自立支援協議会
令和２年９月～１０月	アンケート調査
令和２年１２月	自立支援協議会（現計画の評価と検証）
令和３年１月	第１回 計画策定委員会
令和３年２月	第２回 計画策定委員会
令和３年２月	パブリックコメント
令和３年３月	策定

須崎市アンケート調査票

在宅生活をしている障害のある方へのニーズ調査

問1 お答えいただくのは、どなたですか。あてはまるものに○をしてください。(○は1つだけ)

※ご本人の身体機能障害により、代行記入する場合、「①ご本人(この調査票の宛名の方)」としてください。

お答えいただく方	回答欄	つぎの設問
1. ご本人(この調査票の宛名の方)		問3へ
2. ご本人以外		問2へ

問2 問1で「2. ご本人以外」に○をした方にお聞きします。

お答えいただく方についてあてはまるものに○をしてください。(○は1つだけ)

1. 父	4. 祖父
2. 母	5. 祖母
3. 兄弟・姉妹	6. その他(続柄)()

お答えいただく方の年齢(令和2年4月1日時点)をお答えください。(○は1つだけ)

1. 19歳以下	4. 40～49歳	7. 65歳以上
2. 20～29歳	5. 50～59歳	
3. 30～39歳	6. 60～64歳	

お答えいただく方がご本人以外であるその主な理由について、あてはまるものに○をしてください。(○は1つだけ)

項	目	回答欄
1. (ご本人が) 設問の趣旨を的確に把握することが難しいため		
2. (ご本人が) 身体的な障害の状況から回答することが難しいため		
3. その他()		

問3へ

あなた（宛名の方）の性別・年齢・ご家族などについて

問3 あなた（宛名の方）の性別をお答えください。（○は1つだけ）

また、年齢（令和2年4月1日時点）についてご記入ください。

性別	① 男性	② 女性
回答欄		
年齢	歳	

問4 へ

問4 あなた（宛名の方）は、誰と生活していますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 配偶者 | 7. 祖父 |
| 2. 子 | 8. 祖母 |
| 3. 子の配偶者 | 9. 孫 |
| 4. 父親 | 10. 友人 |
| 5. 母親 | 11. ひとり暮らし |
| 6. 兄弟・姉妹 | 12. その他（続柄）（ ） |

問5 へ

問5 主に、あなた（宛名の方）の身の回りのお世話（介助）をする方はどなたですか。（○は1つだけ）

1. 配偶者	7. 祖父
2. 子	8. 祖母
3. 子の配偶者	9. 孫
4. 父親	10. その他（続柄）（ ）
5. 母親	11. 介護する人がいない → 問7 へ
6. 兄弟・姉妹	12. 介助が不要 → 問8 へ

問6 へ

問6 問5で「1」～「10」に○をした方にお聞します。

主に、あなた（宛名の方）の身の回りのお世話（介助）をする家族の方の年齢をお答えください。

1. 19歳以下	4. 40～49歳	7. 65歳以上
2. 20～29歳	5. 50～59歳	
3. 30～39歳	6. 60～64歳	

問8へ

問7 問5で「11」に○をした方にお聞します。

あなた（宛名の方）はご自身の介護や介護者の必要を感じていますか。

1. 現在、必要と感じている	2. 今後は必要になると感じている
3. 不要である	

問8へ

あなたの障害の状況について

問8 あなたの障害についてお答えください。（あてはまるものすべてに○）

①身体障害者手帳	1級 2級 3級 4級 5級 6級
主たる障害の部位	ア 視覚障害 イ 聴覚・平衡機能障害 ウ 音声・言語・そしゃく機能障害 エ 肢体不自由 オ 内部障害（心臓やじん臓等の機能障害）
②療育手帳	A1 A2 B1 B2
③精神障害者保健福祉手帳	1級 2級 3級
④障害年金	基礎（1級 2級） 厚生（1級 2級 3級）
⑤特別児童扶養手当	1級 2級
⑥障害支援区分 または障害程度区分	区分6 区分5 区分4 区分3 区分2 区分1 非該当
⑦難病の認定	受けている
⑧発達障害の診断	受けている
⑨高次脳機能障害の診断	受けている

問9へ

問9 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑩のそれぞれにお答えください。
(①から⑩それぞれに○を1つ)

こゝろ 目	ひとり 一人でできる	いちぶかいじょ ひつよう 一部介助が必要	ぜんぶかいじょ ひつよう 全部介助が必要
① 食事	1	2	3
② トイレ	1	2	3
③ 入浴	1	2	3
④ 衣服の着脱	1	2	3
⑤ 身だしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	1	2	3
⑦ 外出	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
⑨ お金の管理	1	2	3
⑩ 薬の管理	1	2	3

問10へ

日中活動や就労について

問10 あなたは、現在、日中は主にどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

日中の過ごし方	回答欄	つぎの設問
① 就労継続支援サービスを利用して、A型・B型の事業所に通っている		問12へ
② 就労継続支援サービス以外の障害福祉サービスを利用して、過ごしている		
③ 会社や自宅などで働いている		
④ 病院のデイケアに通っている		
⑤ 介護保険のサービスを利用している		問11へ
⑥ 保育園や幼稚園、学校に通っている		
⑦ 自宅などで自由に過ごしている		問12へ
⑧ その他(具体的に記入してください。)		

問11 問10で、「⑥ 保育園や幼稚園、学校に通っている」に○をした方にお聞きします。

次の項目の中で、必要だと思うことや必要だと思う支援は何ですか。また、足りないと思うことや支援は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

項 目	必要	足りない
①障 害の早期発見・早期療 育の仕組みづくり		
②就 学 前 から 学 校 卒 業 まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり		
③院内学 級 と 学 校（原籍校）との連携による支援		
④保育士等の加配		
⑤加配保育士や学校教 職 員の資質向 上		
⑥身近な相談窓口の整備		
⑦保護者や子ども同士の交 流 の場づくり		
⑧通学や通園の援助		
⑨放課後の見守り支援	がくどうほいく 学童保育	
	ほうかご 放課後デイサービス	
⑩夏休みなどの長期休 暇 中の支援		
⑪身近な場所で短期入 所 や 日 中一時支援などのサービスが受けられること		
⑫身近な場所で児童発達支援などの、専門的な療 育 支援が受けられること		
⑬地域住 民 の理解や支え合う仕組みづくり		
⑭その他 ()		

問14へ

問12 お仕事をやめたことがある方にお聞きします。

どのくらいの期間お仕事をされていましたか。また、お仕事をやめた理由は何ですか？

期 間	や め た 理 由
ねん げつ 年 ヶ月	

問13へ

けんりようご 権利擁護について

問13 障害のある方の権利を守る制度として、「成年後見制度※」があることを知っていますか。(1つだけ○)

- | | |
|--|---|
| 1. 名前も内容も知っている <small>なまえ ないよう し</small> 問14 へ | 3. 名前も内容も知らない <small>なまえ ないよう し</small> 問15 へ |
| 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない <small>なまえ き ないよう し</small> | |

※【成年後見制度】とは、

知的障害・精神障害・認知症などにより判断力が不十分な状態にある方のために、成年後見人等が財産管理や身上監護を行い、安心して生活できるように保護・支援する制度です。

問14 問13 で「1. 名前も内容も知っている」、「2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と答え
た方にお聞きます。どこで「成年後見制度」を知りましたか。(1つだけ○)

- | | |
|--|---|
| 1. 新聞やテレビ <small>しんぶん</small> | 4. 市役所 <small>しやくしょ</small> |
| 2. 家族、友人・知人などから聞いた <small>かぞく ゆうじん ちじん き</small> | 5. 社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所 <small>しゃかいふくしぎょうぎかい しょうがいふくし じぎょうしょ</small> |
| 3. 相談支援専門員 <small>そうだんしえんせんもんいん</small> | 6. 身近に利用している人がいる <small>みぢか りよう ひと</small> |

問15 へ

障がい福祉サービス等の利用について

問15 あなたは、次のサービスを利用していますか。また、今後（3年以内に）どんなサービスを利用したいと考えますか。（それぞれについて、あてはまるものすべてに○）
どのくらい利用しているか（利用したいか）両方を記入してください。

	利用しているサービスに○を してください	↓	どのくらい利用 していますか	↓	今後、利用したいサービス	
					○をして ください	どのくらい利用し たいですか
訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）		1日 時間			1日 時間
	②重度訪問介護		1日 時間			1日 時間
	③同行援護		1日 時間			1日 時間
	④行動援護		1日 時間			1日 時間
	⑤重度障害者等包括支援		1日 時間			1日 時間
日中活動系サービス	①生活介護		1ヶ月 日			1ヶ月 日
	②自立訓練（機能訓練）		1ヶ月 日			1ヶ月 日
	③自立訓練（生活訓練）		1ヶ月 日			1ヶ月 日
	④就労移行支援		1ヶ月 日			1ヶ月 日
	⑤就労定着支援					1ヶ月 回
	⑥就労継続支援（A型）		1ヶ月 日			1ヶ月 日
	⑦就労継続支援（B型）		1ヶ月 日			1ヶ月 日
	⑧療養介護		1ヶ月 回			1ヶ月 回
	⑨短期入所（ショートステイ）		1ヶ月 日			1ヶ月 日
居住支援・施設系サービス	①共同生活援助					
	②施設入所支援					
	③自立生活援助					

	利用しているサービスに○を してください	どのくらい利用 していますか	今後、利用したいサービス	
			○をして ください	どのくらい利用し たいですか
相談支援 そうだんしえん	①計画相談支援 けいかくそうだんしえん			1ヶ月 1回
	②地域移行支援 ちいきいきりょうしえん			1ヶ月 1回
	③地域定着支援 ちいきいていちゃくしえん			1ヶ月 1回
地域生活支援事業 ちいきせいいかつしえんじぎょう	①障害者相談支援事業 しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	②成年後見制度利用支援事業 せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	③意思疎通支援事業 いしそつうしえんじぎょう	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	④日常生活用具給付等事業 にちじょうせいかつようぐきゅうとうじぎょう			
	⑤移動支援（ガイドヘルプ） いどうしえん	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	⑥地域活動支援センター ちいきかつどうしえん			1ヶ月 1回
日常生活支援 にちじょうせいかつしえん	①生活訓練等事業 せいかつくんれんとうじぎょう	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	②日中一時支援 にちゅういちしえん	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	③あったかふれあいセンター （まちなかサロン）	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
障害児福祉サービス しょうがいじふくしサービス	①児童発達支援 じどうはつたつしえん	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	②医療型児童発達支援 いりょうがにじどうはつたつしえん			1ヶ月 1回
	③放課後等デイサービス ほうかごとう	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	④保育所等訪問支援 ほいくしょうとうほうもんしえん	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
	⑤居宅訪問型児童発達支援 きょたくほうもんがにじどうはつたつしえん			1ヶ月 1回
	⑥障害児相談支援 しょうがいじそうだんしえん			1ヶ月 1回
	⑦あったかふれあいセンター （まちなかサロン）	1ヶ月 1回		1ヶ月 1回
その他（具体的に記入してください。）				

現在利用しているサービスが1つもない方は、問16へ
現在利用しているサービスが1つでもある方は、問17へ

問16 問15で、「現在利用しているサービス」の欄全てに○をしなかった方にお聞きます。

サービスを利用していない理由について、お答えください。（あてはまるものすべてに○）

サービスを利用していない理由	かいどうらん 回答欄
1. 現在サービスの利用を検討又は相談している	
2. 家族などが身の回りの世話（介護）をしている	
3. 介護保険のサービスを利用している	
4. 近くにサービスを提供してくれる事業所がない	
5. 利用したいサービスがない ※どんなサービスがあれば利用したいですか （ ）	
6. どんなサービスがあるかわからない	
7. 体調不良によりサービスを利用できない	
8. その他（具体的に記入してください） （ ）	

問17へ

住まいや暮らしについて

問17 あなたは、1年後～3年後どこで暮らしたいですか。（1つだけ○）

1. 家の近くの入所施設で暮らしたい	5. 1人で暮らしたい
2. 気に入った入所施設で暮らしたい	6. わからない（今のところは考えていない）
3. グループホームや福祉ホーム※で暮らしたい	7. その他（ ）
4. 家族や親戚と暮らしたい	

問18へ

※ **グループホーム** アパートなどの共同住居で、相談や日常生活上の支援が受けられます。

日中活動は含まれません。

福祉ホーム 住宅を必要としている人に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

問18 あなたは、将来、ずっと暮らし続ける場所として、どこを希望しますか。(1つだけ○)

1. 入所施設で暮らしたい	4. 1人で暮らしたい
2. グループホームや福祉ホームで暮らしたい	5. わからない(今のところは考えていない)
3. 家族や親戚と暮らしたい	6. その他()

問19へ

問19 今後あなたが、障害者福祉(通所・入所等サービスを除く)に必要なと思うことは何ですか？
(○は3つまで)

項 目	回答欄 (3つ)
1. 会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職がでやすくなること)	
2. 今よりももっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること	
3. 長く働き続けるための支援(雇用継続の支援)があること	
4. いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること	
5. 地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること	
6. 障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取組を支援すること	
7. 障害のある人やその保護者などからの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと	
8. 成年後見制度を利用しやすくすること	
9. 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること	
10. 障害のある人への虐待防止の取組を充実すること	
11. その他(具体的に記入してください。)	()

問20へ

問20 須崎市では、生活訓練等事業とレクリエーション活動等支援として下記の事業を行っています。

多くの方が参加できるような事業を考えていきたいと思っています。参加してみたい事業があれば、ご自由にお書きください。

事業名	事業内容	実施している事業
生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行います	パソコン教室
社会参加支援事業	各種レクリエーション教室等を開催し、体力増強、交流を深めます	スポーツ交流 (ボーリング大会など)
	障害者による文化芸術活動を振興することによって、誰もが等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を図りながら、共生社会の実現を目指します。	絵画ワークショップ&ファシリテーション講座、芸術作品作成のワークショップ、作品展示など

参加してみたい事業があればご自由にお書きください。

問21へ

問21 あなたの住んでいる地域は、暮らしやすいですか。あてはまるものに○をしてください。また、その理由もお書きください。

項目	回答欄	理由
1. 暮らしやすい		
2. まあまあ暮らしやすい		
3. 暮らしにくい		

問22へ

災害時の避難等について

問22 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

1. できる 2. できない 3. わからない

問23へ

問23 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つだけ)

1. いる 2. いない 3. わからない

問24へ

問24 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 投薬や治療が受けられない
2. 補装具の使用が困難になる
3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
4. 救助を求めることができない
5. 安全なところまで、迅速に避難することができない
6. 被害状況、避難場所などの情報が入り手できない
7. 周囲とコミュニケーションがとれない
8. 避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安
9. 特にない
10. その他()

あなたご本人への質問は以上です。

最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。

■須崎市に望むこと、してほしいことは何ですか。ご自由にお書きください。

■国や県に望むこと、してほしいことは何ですか。ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒(切手不要)に入れて送ってください。

須崎市
第3期障害者計画
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行：須崎市福祉事務所
〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号
TEL：0889-42-1207
FAX：0889-42-1190
E-mail：fukusi2@city.susaki.lg.jp

